

# 参議院環境特別委員会会議録第五号

昭和五十九年四月二十日(金曜日)  
午後一時三分開会

### 委員の異動

四月二十日

辞任

高桑 栄松君

補欠選任

太田淳夫君

出席者は左のとおり。

委員長 穂山 篤君  
理事 山東 昭子君  
原 文兵衛君  
丸谷 金保君  
飯田 忠雄君

委員 石本 茂君  
梶木 又三君  
河本嘉久蔵君  
藤田 栄君  
星 長治君  
森下 泰君  
矢野俊比古君  
柳川 覺治君  
吉川 博君  
秋山 長造君  
片山 基市君  
太田 淳夫君  
近藤 忠孝君  
中村 鋭一君  
美濃部亮吉君

衆議院議員

発議者 福島 謙二君

國務大臣

### 政府委員

國務大臣 上田 稔君  
(環境庁長官)

環境庁長官官房 加藤 陸美君  
長

環境庁企画調整 正田 泰央君  
局長

環境庁企画調整 長谷川 慧重君  
局長

環境保健部長 佐竹 五六君  
局長

環境庁水質保全 桐澤 猛君  
局長

環境庁水質保全 大藤 敏君  
局長

環境庁水質保全 岩本 毅君  
局長

環境庁水質保全 山添 健一君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

環境庁水質保全 高島 章君  
局長

といたします。

まず、発議者衆議院議員福島謙二君から趣旨説明を聴取いたします。福島謙二君。

○衆議院議員(福島謙二君) ただいま議題となりました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

水俣病は、我が国において他に類例のないほど深刻な水質汚濁の影響による疾病であり、水俣病にかかった者の迅速かつ公正な救済を図ることは極めて重要な課題となっております。

このため、熊本県において検診・審査体制の充実等の措置が講じられてきたほか、昭和五十三年十月には水俣病の認定に関する処分を行う機関の特例を臨時に設けることにより認定業務の促進を図るため、本臨時措置法が制定され、翌五十四年二月十四日から施行されております。

同法においては、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、いわゆる旧救済法により昭和四十九年八月三十一日までに認定の申請をしてきた者で認定に関する処分を受けていないものは、環境庁長官に対して認定を申請することができるとし、申請をすることができる期間は、旧救済法による認定の申請の日に応じて、昭和五十四年二月十四日及び昭和五十四年十月一日からそれぞれ五年となっております。

同法施行後既に五年を経過しましたが、国あるいは熊本県等における認定業務促進の努力にもかかわらず、いまだ認定に関する処分を受けていないものが相当数残っている現状にかんがみ、これから長期にわたる申請滞留者を速やかに解消し、もって水俣病認定業務を一層促進させるため、この法律案を提出した次第であります。

この法律案は、旧救済法による申請者で認定に関する処分を受けていないものが環境庁長官に對

して認定を申請することができ期限を昭和六十二年九月三十日まで延長するものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(穂山篤君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○片山基市君 本法案を審議するに当たりまして、私は、水俣病が世界最大の有機水銀汚染公害であり、本問題の広さ、深さを正しく総合的に把握し対策を立てること、水俣病の事実判明後既に二十年を経過している今日、被害者救済の緊急性、新しい被害者をつくらないための万全の対策について、加害者はもちろん、行政の責任と姿勢が問われているとの認識は大に完全と一致すると思っておりますが、冒頭にこのことを確認しておきたいと思っております。

○國務大臣(上田稔君) お答え申し上げます。水俣病問題は公害の原点でございますし、環境行政の重要課題の一つであると認識をいたしております。国といたしましては、この問題を解決するためにこれまで最大限の努力をいたしてきたところでございまして、今後とも国、県一体になりまして水俣病患者の認定業務の促進等に努めまして水俣病対策の推進を図ってまいらる所存でございます。

○片山基市君 それでは臨時措置法の実績についてお聞きいたします。

この措置法が施行されて既に五年を経過しておりますが、施行後の実績はどうなっているのか。施行時の本法による対象者、すなわち旧救済法で申請して認定に関する処分を受けていない者及び本法による申請、認定、棄却、未審査の数はどのくらいあるのか。

### 本日の会議に付した案件

○水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(穂山篤君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、高桑栄松君が委員を辞任され、その補欠として太田淳夫君が選任されました。

○委員長(穂山篤君) 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

水俣病の認定業務の促進に關します臨時措置法に基づきまして環境庁長官等に申請された方々は、昭和五十九年三月末現在九十五名いらっしゃいます。このうち昭和五十八年十二月末までに申請のあった七十二名の方々につきましては、臨時水俣病認定審査会の審査を受けられまして既に所要の処分を終えたとごさいます。認定は二十名、棄却は五十二名ということになっております。昭和五十九年一月以降に申請されました二十三名の方々が今後申請されると思われる方々につきましては、臨時水俣病認定審査会の答申を得て所要の処分をなるべく早くいたしたいというぐあいに考えているところでございます。

○片山基市君 同時期における公害健康被害補償法による県の認定審査会での申請、認定、棄却、保留、未審査の数、また、そのうち本法による申請資格を有していた者の数はおの幾らですか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

昭和五十四年の四月一日から五十九年二月末までにおける県におきます審査状況でございますが、この間におきまして認定された方々は三百三十七人、うちいわゆる本法の対象となりまして旧法の申請者の方でございまして、この方は百八十七人でございます。棄却されました方は二千六百九十人、旧法の対象者は七百六十二人、保留は千四百四十四人ということになっております。

○片山基市君 対象者に対して五年間の申請者がそれだけであれば、環境庁は予測どおりと見ておられるのか。多かつたと思うか、少なかつたと思いませんか。

○政府委員(長谷川慧重君) 臨時措置法によりまして申請及びその審査の実績は先ほど申し述べたとおりでございますが、五十三年に臨時措置法が制定されましたことに伴いまして、国、県におきまして、この臨時措置法の対象の旧法申請者に対し

まして、臨時措置法の趣旨説明をするなどによりまして、臨時措置法の趣旨説明を行つたわけでございまして、その結果五十九年三月末までに先ほど申し上げました九十五名の申請があつたというところでございまして、この数が多いか少ないかという御議論でございまして、私も多しとしまして、必ずしも多数の申請者があつたとは言えない状況にあるというぐあいに考えておるところでございます。認定業務の促進のために、国、県が一体となつて努力するという意味では一定の役割を果たしてきたというぐあいに考えておるところでございます。

○片山基市君 自分で評価するのは適当にされませんが、これだけの数であれば実績としてほとんど機能していないのも同然だと私は思います。これは認定制度上の根本的な欠陥であるからではないのか。

申請者が少ない理由の内容はどういうことですか。

○政府委員(長谷川慧重君) 先生からただいま御指摘があつたわけでございまして、御指摘の状況に必ずしも多数の申請者があつたとは言えない状況にあるわけでございまして、これは一部申請者団体の方からこの臨時措置法は患者の切り捨ての手段であるとの反対運動がなされたというふうなこともございまして、必ずしも法の趣旨が正しく理解されなかつたことなどによるものというぐあいに考えております。

しかしながら、臨時措置法が制定された時点では、本法対象者の旧法申請者は、先生御案内のとおり約千四百名おられたわけでございまして、その後の関係、市の御努力も相ましまして、約千名の方の処分が終えられて、先ほど申し述べたとおりの方の数字でございまして、現時点では約四百余名の方が残されておるという状況にあるわけでございまして、このようなことから、臨時措置法に基づきまして国が取り組んできた認定業務も水俣病患者の早期救済を図るという意味では一応の役割を果たしてきておるといふぐあいに考えておると

ころでございまして。

○片山基市君 衆議院の環境委員会等でも議論を先日やつたところでありまして、私の方の党の馬場昇君が大臣に対しては相当厳しく追及したところについて思い出し出してもらいたいんですが、臨時措置法ができてからもなぜ申請者が少ないかという、臨時審査会のメンバー、審査手続に患者の信頼が全くなく、切り捨て審査だということでも申請しない、今おつしやつたようにこれが一つあります。二つ目には、法制定時の国会の附帯決議が守られていない。信頼のない審査委員に対する任命があつた。三つ目には、法制定時の山田環境庁長官の統一見解が守られていない。また、衆議院の当該委員会でも満場一致で決議した水俣病総合調査に関する件についても何一つ実行されていないという批判があるんですが、それについてお答え願いたいと思います。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

先生お話ございました五十三三年の臨時措置法の審議の際におきまして山田長官の統一見解についてでございますが、その統一見解の中におきましては、例えば、新たに検診資料を得られない場合には、主治医のカルテ等資料をできるだけ収集するため、申請者が受診していた病院を調査するなどの努力をする必要があるというようなことが書いておるわけでございまして、このようなことにつきましてそれなりに努力をしております。また、水俣病の認定につきましては関係県、市区と連絡を十分とるようという趣旨があるわけでございまして、これにつきましても、水俣病に係ります三県一市の連絡会議を開催するようなことも行つておられて、そういう面での各県との連絡調整も図つてまいつておるところでございます。

また、附帯決議につきましては、その臨時審査委員の任命に關しましては、先生のお話にございましたように、患者さんの信頼を得るような先方を選びなさいというのがあるわけでござい

すが、水俣病にかかわります医学に關しまして高度の学識と豊富な経験を有する方々にお願ひするなどいたしまして、附帯決議の趣旨に沿つて運用に努めているところでございまして。

また、総合調査に關する決議につきましては、現在水俣病の健康被害にかかわります医学的調査につきましては今後どのような調査が必要か、また可能であるかということにつきまして引き続き調査研究を行つておるところでございます。この臨時措置法の審議の際におきまして国会で御議論のございました三点につきましては、それぞれその趣旨を尊重いたしまして主要な措置を講じてまいつたところでございまして。今後ともこのよう御趣旨を十分尊重いたしまして患者の救済に適正に対処してまいりたいというぐあいに考えております。

○片山基市君 患者にとつては切り捨ての審査であるという感じと、信頼のできない審査委員が任命されておるといふ不安、それらについてはぬぐうことができないのでありますから、この促進を進めるところの臨時措置法の実績を上げようと思つれば、それらを改めないとできないと思つておる。そこで、実績が乏しい制度を今回あえて延長しなければならぬ理由は何でありますか。しかも延長期間をなぜ三年と区切つたのですか。まずお答えをください。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたけれども、これまでも国、県は一体となりまして認定業務の促進に努めてまいつたところでございまして。臨時措置法の施行後、国と県によりまして約一千名の旧法申請者の方々の処分が行われておるところでございますが、なお未処理となつております四百名を超える方々につきましては、検診希望日の照会をした上で検診を行うなど、いわゆるきめの細かな検診を行うことによりましてこの方々の処分を速やかにやりたい、こういうことで図つてまいり

いというふうで考えているところでございます。  
このような意味で、私どももいたしまして、この旧法申請者の方々の審査が速やかに行われますよう、県、国におきます臨時措置法に基づきます審査会等におきましてできるだけ速やかな審査を行ってまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

○片山基市君 延長期間をなぜ三年としたのか。

○政府委員(長谷川慧重君) 先ほども申し上げましたように、現行の臨時措置法で五年間におきまして、当初臨時措置法スタートの時点におきましては千四百余名おられました方が現在四百名ほどになつておるといふような状況もございまして、またあわせまして、速やかに審査を行つてそれぞれの適正な処分を行うということが必要であるというふうなことから、私どももいたしましては、三年という期間内におきましてこの申請者の方々に對する処分を行いたいというぐあいに考えているところでございます。

○片山基市君 それでは、延長期間の三年間にどの程度の申請があり、どれだけの認定に関する処分をするかと予測してこの法律案を提出していかうか。

○政府委員(長谷川慧重君) 私どももいたしましては、この臨時措置法が制定されました場合におきましては、申請者の方々につきましては検査希望日につきましていろいろ照会をして、その申請者の方々の御都合に合わせて検査を行うなどいたしまして、できるだけ検査をスムーズに行ひまして処分を速やかに行ひたい。そのためには、県、県一体となつてきめ細かな対応を行うことによりまして、この期間内において認定促進に最大限に努力してまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

○片山基市君 質問に答えてください。

どの程度の申請があり、どれだけの認定に関する処分をすることができると考えておられるか。  
——答えられませんか。やめましょうか、もう予想がつかぬならつかぬでいいよ。わからぬなら

わからぬでいいよ。それならそれでいい。  
○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

ただいま四百名の方が申請のままになつておるわけでございますので、この方々につきましては、県におきます審査会、それから臨時措置法に基づきます国の臨時審査会、両方におきまして審査を速やかに処分を行いたいというぐあいに考えているところでございます。それぞれにどの程度の方々が審査が行われるかについての見通しといたしましてはなかなか難しい問題でございまして、お許しただきたいと思つております。

○片山基市君 何もわからぬということがわかつた。

延長期間の三年を経過した時点でなお対象者が残つていた場合どうするのか。申請期間の再延長か、それとも公害健康被害補償法による処分をするのか。これについてお答えください。  
○政府委員(長谷川慧重君) 今御審議いただいております臨時措置法が三年延長された結果、その三年間において処分が全部済むのか済まないのか、済まなかつた場合どうするのかというお尋ねでございますけれども、先生からお話がございましては、申請者の方々に起らないように、私どももいたしましては申請者の理解を得ながら、県、県一体となつてできるだけ早く処分を終えるように最大限努力してまいりたいというぐあいに考えております。

○片山基市君 これも四百余名程度のことがわからぬというところで、実際三年間延長してみても見込みがないし、新しく申請されることもわからない。わからぬけれどもとにかくやっておる格好をつけたい、何とかしつかりやっておるという環境庁の姿を出したいというところで、ボーズだということがわかりました。この法案がボーズであつて事態を整えていないと思ひます。  
そこで、認定についての処分をまだ受けていない者は、現在、旧法で申請した者四百名に對し、

新法、すなわち現行の公害健康被害補償法で申請した者が五千余名おりますが、措置法では、旧法で申請した者のみを対象とし、新法で申請した者を対象としない理由について説明をしてください。  
○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

公害健康被害者の認定業務につきましては、その業務の性格から見ましても、関係県、市におきまして一元的に処理することが望ましいというぐあいに考えておるところでございまして、特に水俣病の認定業務につきましては、旧法申請者を初めといたしまして多数の未処分の方々が、先生がただいま数字で申し上げられましたように多数の方々が滞留しておる状況にかんがみまして、旧法申請者に限りまして臨時特例的に国においても直接認定業務を行うことができるということにされたものというぐあいに考えておるところでございまして、このような考えから、現行の特例措置といひますものを新法分までに広げるといひますか、及ぼすことにつきましてはいろいろ問題があるというところで従前どおりの措置で法案が提出されておるものと理解いたしております。

○片山基市君 旧法で申請をしておる残りの四百余名についてはこの対象になるけれども、公害健康被害補償法で申請している者については対象にしないのは、これは責任を負えない、それに対する措置がとれない、こういうことですか。  
○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

公害健康被害者の救済に当たりましては、それぞれの県、市におきまして審査会を設けて審査をするというのが原則でございますが、基本的な考え方でございまして、したがひまして、通常の形でございまして、水俣病の場合でございまして熊本県におきます審査会において審査を行うのが最も望ましいというぐあいに考えているところでございまして、  
そういうことでございまして、旧法あるいは新

法の方々にあつかはれても熊本県におきます審査会において審査が進められておるところでございまして、特に水俣病につきましては非常に多くの方々が申請中のままに処分されない状況にあるというところから、臨時特例的に、県に申請している方々の中で国の審査会を選択して申請がえできるという制度をつくられたものでございまして、  
そういう面では、旧法の方々につきましては県の審査会、国の審査会並列に置いてそれぞれ審査を進め、速やかに処分を行うという考え方をいたしているわけでございまして、またあわせまして、県におきまして旧法あるいは新法に係ります申請者の方々の審査が行われているところでございまして、

○片山基市君 それでは水俣病総合調査の実施状況についてお聞きしますが、措置法の制定の際、衆議院において水俣病問題総合調査に関する決議を行ひまして、環境庁はこれを尊重していく旨発言してはいますが、この決議による総合調査の実施状況はどうなつておりますか。  
○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

総合調査に關します決議につきましては、現在、水俣病の健康被害にかかります医学的調査につきまして今後どのような調査が必要か、また可能であるかなどにつきまして引き続き調査研究を行つておるところでございまして、またあわせまして、国立水俣病研究センターにおきましてこの水俣病に關します医学的調査研究を行つておるところでございまして、

○片山基市君 そこで、衆議院の決議を受けて総合調査の方法等について検討しているとのことだが、検討委員会のメンバー、その活動状況についてどういふことになつておりますか。  
○政府委員(長谷川慧重君) 環境庁におきましては、この総合調査につきましては研究班を設けて水俣病に關します総合的調査手法の開発に關する研究というところで行つておるところでございまして、研究班のメンバーといたしましては放射線

影響研究所の重松理事長を班長といたしまして、そのほか基礎、臨床、疫学の各分野の専門家から成ります九名の方々によって研究を進めていただいているところでございます。

○研究班は昭和五十四年度から検討を開始いたしているところでございますが、まずこれまで行われてまいりました水俣病に関するいろいろな研究調査等につきましてレビューを行いまして、今後実施すべき調査についての検討を行っているところでございます。

○片山基市君 総合調査のための調査研究を行っているというのでありますが、決議がなされて五年以上経過している状態ですが、成果と言われるものについて中間的に報告してもらいたい。

○政府委員(長谷川慧重君) 水俣病に關します総合的調査手法の開発に關する研究におきましては、これまでも行われてまいりました水俣病に關しますいろいろな研究調査等につきましてのレビューを行いまして、今後実施すべき調査についての検討を行っているところでございます。こういう研究班の性格から中間報告というような形のものを取りまとめることはなかなか困難でありますので、御理解いただきたいと思っております。

○片山基市君 その結論はいつごろ出て、総合調査にはいつから着手する予定になりますか。

○政府委員(長谷川慧重君) 研究班の方にお願いたしまして、できるだけ早くに結論がまとまるようにお願いしたいというぐあいに思っております。

○片山基市君 この法律は御承知のようにあと三年延長するというのでありまして、その研究の方はそれではいつになるかわからないというようなものであるということと理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(長谷川慧重君) 水俣病に關しましては従前からいろいろな調査研究が行われているところでございますので、その調査研究のレビューをやりました後に足りないものについていろいろ検討しておるといふことでございます。できるだけ

早く結論をいただきまして必要な調査を行う必要があるというぐあいに考えております。

○片山基市君 できるだけ早くということはいつごろまでということと明示できませんか。

○政府委員(長谷川慧重君) いろいろ複雑といいますが、非常に問題がいろいろ絡み合っているところがございますので、研究班にできるだけ早くおまとめいただきたいというぐあいにお願いしているところでございますが、現在そういうことであるいろいろな調査研究を進めておる段階でございますので、いつまでということにつきましてはお許しいただきたいと思っております。

○片山基市君 よくわかりました。ゆるゆると検討しておる間に水俣病患者が亡くなつたりしたら、研究材料がなくなるでしょうから非常に残念であります。急いでもらわなきゃならぬということとを言ったのでありまして、できるだけ早くじゃなくて徹底的に急いでほしいと思っております。

さて、附帯決議に対する措置状況についてお聞きするんですが、水俣病の認定業務の促進に關する臨時措置法案の審査の際、これは第八十五国会ですが、附帯決議が付されております。これに対する措置状況についてまず項目ごとに聞かれますが、「認定業務の不作為違法状態を速やかに解消する措置を講ずるとともに」とあります。昭和五十三年から今日までの認定促進状況はどうなっておるか、数字を挙げて説明してもらいたいと思っております。

○政府委員(長谷川慧重君) お答えをいたします。認定業務を促進するために、国及び県はこれまでも検診、審査体制の充実等各般の施策を実施してまいつたところでございます。具体的に申し上げますと、百五十人検診、百三十人の審査体制の確立とか、あるいは検診充実のための検診医の確保とか、あるいは検診機関の設置とか、また熊本県におきます水俣病対策に資するために国の職員の派遣だとか、環境庁と熊本県の間の連携強化を図るための定期的な会合を設けるというようなこ

とをいろいろやってまいつてこの認定促進に努めているところでございます。

○片山基市君 納得できる回答ではありませんが、次に移ります。

患者との信頼関係の回復については、患者の声を聞く機会をできるだけ設けるとあります。具体的にどのようにならして患者との対話の機会を持つてきたのか、まず御答弁願いたい。

○政府委員(長谷川慧重君) 国及び県におきましては、患者団体の御意見も聞いて行政の運用の参考に資するというような観点から、いろいろな機会を設けてまして患者団体の御意見を聞くことに努めているわけでございます。私もいたしましては、今後とも患者さんの御意見を聞き、患者さんの理解を得るように努めてまいりたいというぐあいに考えております。

○片山基市君 今のお話ですと個別的に、患者ごとに対話しておるといふふうに理解するのでありますが、それでは患者団体との話し合いはどう進んでおるんですか。

○政府委員(長谷川慧重君) どうも大変失礼いたしました。私が申し上げましたのは患者団体という意味で申し上げたつもりでございますので、御了解いただきたいと思っております。

○片山基市君 私は、どのようにして患者との対話の機会を持つてきたのかと聞いたんです。もう一度御答弁を直してください。

○政府委員(長谷川慧重君) 個々の患者さんとの信頼回復の観点からどのようなことをやりましたかというお尋ねでございますが、これまで私も申し上げましたのは検診、審査体制の充実や治療研究事業の充実を努めてまいっております。患者さんの個々の声もできるだけ聞かなくてはいけません。そのためには県におきます個別の方の御意見、私も機会があれば個別に御意見を聞き、またそれ以外の機会にお会いすることもございますので、

そういう場合におきまして個別に御意見を聞くというふうなことを行っているところでございます。

○片山基市君 患者団体との話し合いをしてきたと言っておりますが、その次に聞きます。

患者団体が複数存在する場合、交渉上どのような対応をしておられますか。患者団体名、所属人員数、話をしたという人ですから、大体会った団体数とその会った人たちの数はどのぐらいか、把握しておられるところを、会つておればですよ、個人としては会つていない、団体と話をしておるというんですけれども、この団体を言つてくださいますか。

○政府委員(長谷川慧重君) 患者さんの方々がいろいろな団体を構成しておるといふことは承知いたしておるところでございますが、こうした団体の方々全部に一度にお会いするということはなかなか難しい面もあるわけでございますが、国、県におきましては、機会あるごとにそれぞれの団体、個別の団体あるいは連合した団体等の御意見をお伺いいたしているところでございます。これらの団体の数につきましてはいろいろあるわけでございますが、私も申し上げましたように少なくとも十を超える団体があると承知いたしているところでございますが、それぞれの個々の団体の詳細についてはよく承知していませんのでございます。

○片山基市君 患者とは対話はしない、患者団体とする、患者団体の名前を聞いたからわからない、人数もわからないということですから、何もやっていないということと受け取つて終わります。

次に、患者との信頼関係の回復に何よりも大切なことは何かという、五十三年次官通達、これは患者は切り捨てたとなつた通達であります。これを昭和四十六年の次官通達、疑わしきは認定をするという発想に戻ることはできませんか。何よりも患者との信頼関係を回復するにはそれが必要だと思つていますが、私の意見について見解を述べてください。

○片山基市君 患者との信頼関係の回復に何よりも大切なことは何かという、五十三年次官通達、これは患者は切り捨てたとなつた通達であります。これを昭和四十六年の次官通達、疑わしきは認定をするという発想に戻ることはできませんか。何よりも患者との信頼関係を回復するにはそれが必要だと思つていますが、私の意見について見解を述べてください。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

五十二年七月の環境事務次官通知に関するお尋ねでございますが、この通知につきましては、水俣病の判断の適切さを期し水俣病認定患者の促進に資するため示したものであるというぐあいに考えているところでございます。この通知は、四十六年の環境事務次官通知あるいは五十二年の環境保健部長通知等、いろんな機会にいろんな形で明らかにしてまいりました水俣病の範囲に関する基本的な考え方を医学的知見の進展を踏まえまして再度確認する目的を持って統合整理したものであり、というぐあいに理解いたしております。したがって、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るといふ趣旨に沿ってお尋ねの通知を、四十六年次官通知、五十二年次官通知、同一趣旨といえますが、同一線上にあると、同じものであるというぐあいに理解いたしております。

○片山基市君 羊頭肉というか、強弁というか、面が厚いというか、下の人たちはそう受け取っておられないんです。あなたこそ言つたつて切り捨てだと思ふことが起こつておるんですから、私は患者側の意見について理解を示す。あなたの言うことについて、完全にやる、迅速にやると、迅速にやらないじゃないですか。促進していいじゃないですか。この通達が出たからそれじゃ認定が早く進んだのかといつたら、数で一千名やりましたと、そういうことでありますから納得しません。環境庁はいかにそういうことについて熱心でないかというところがきょうわかればいんであります。熱心にやっておらぬということがこの国会を通じて明らかにすることを目的にして聞いておるんだから、できるだけつづけんどもにお答え願つたら結構です。

私は水俣の現地にまだ行っていませんから、悲惨なことについては、いわゆる映画を見たりお話を聞いたりしておるだけですから、それ以上の切実感を持っていない面があるから怒りが頭にきて

いませんけれども、今度水俣に行つて帰つてきたら、別の角度から、今のような御答弁が正しかつたかどうか、議事録を見ながら、患者と話をしてお会いをしましょう。

次に、水俣病に対する行政責任というのは、御承知のように昭和三十一年五月に奇病発生が保健所に報告されて、昭和三十八年二月、熊本大学の研究室が有機水銀化合物が原因だといふ統一見解を出され、昭和四十三年九月に厚生省が公害病と認定した。この十二年間もチソソ工場は排水し続け、行政の対応がおくれたということとさらに被害が大きくなつたと聞いています。昭和五十一年には熊本判決として、認定業務のおくれは行政の怠慢で違法、これは控訴せずに判決が確定しました。そういう意味で、これはまさしく冒頭に言いましたように企業の責任であり、行政の責任である問題ですから、患者に対して責任を追及するやり方は納得できない。

そこで、昭和五十八年七月にいわゆる待たせ裁判決が出されましたが、それをどういうふうな受けとめておられますか。

○政府委員(長谷川慧重君) ただいま先生からお話がありましたように、この水俣病問題につきましても、三十一年当時から非常に難しい問題等であるという経緯があつたわけでございます。

五十一年の不作為違法判決、それから昨年の待たせ訴訟の判決というのがあるわけでございますが、五十一年の不作為違法判決につきましても、今後は、いろいろな問題があるにいたしましても、今後の認定業務促進のためにその不作為違法判決につきましても、確定したところでございます。

五十八年の、昨年の待たせ訴訟につきましても、先生からお話ございましたように、途中の経緯におきまして、国、県一体となりまして検診、審査体制の充実をするなど、いろんな努力を五十二年以降やつてまいつておるところでございますが、このような国、県のいろんな努力が裁判所において評価されなかつたということと、さらに上級審の判断であるというふうなことで、さらに上級審の判

断を仰ぐことにいたしましたところでございます。

○片山基市君 判決の要旨は、処分のおくれは故意、過失と認定、おくれによつて受けた損害は月額二万円を支払えといふことでありまして、今おっしゃるように、国、県は控訴しております。この控訴が認定促進にプラスになるのかマイナスになるのか、まずお答えを賜りたい。

○政府委員(長谷川慧重君) ただいまも御説明申し上げましたけれども、この待たせ訴訟におきまして判決につきましては、国、県いろいろ協議したところでございますが、五十一年の不作為違法判決以降、国、県一体となりましていろいろ面での認定促進のための諸般の施策を進めてまいつておるところでございますが、このような努力が認められていないといふようなことにつきましても、非常に残念であるといふようなことから控訴いたしましたところでございます。

先生お尋ねのプラスかマイナスかということにつきましても、直接のお答えにはならないと思ひますけれども、私どももいたしましては、五十一年の不作為違法判決以降、いろいろ面が適正に認められなかつたということにつきましても大変残念で、これについて再度上級審の判断を仰ぎたいといふこととお願ひいたしておるところでございます。

○片山基市君 処分のおくれは故意、過失と認定されたことについて、けしからぬ、納得できないよつて法によつて明定されるまで争つていきたいといふことになると、認定促進にはプラスにならない。私は、控訴すべきでなかつたし、取り下げべきだといふ意見を開陳しておきます。それでいふもあなたたちは、私がかつて言つたからそれうしましよなどと云はれないんです。控訴したといふことは認定促進にプラスにならないといふ立場で意見を述べておきたい。

そこで、長期保留者は法の趣旨により知事が認定すべきだと思ひますが、それについてはいかがですか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

現行制度におきます水俣病の認定に關します処分につきましては、県知事等が、水俣病に關しまして高度の学識と豊富な経験を有する者で構成されております認定審査会の意見を聞いて行うことになつておるところでございます。したがって、審査会で結論が出される前に県知事等が何らかの処分を行うことは適當ではないといふぐあいに考えております。

○片山基市君 被害者にとつては、加害者であるチソソ及び行政に責任がある事件だといふことがわかつておつても、そういう措置をとらないといふことはわかりました。冷たいことが法を守ることであり、温かいことは法を守らないことだと思つておると言えると思ひます。

次に、検診、審査体制についてお聞きします。昭和五十四年以降、国及び地方公共団体において一カ月百五十人検診、先ほどおつちやつたように百三十人の審査体制の樹立を行つておられることとでありましたが、未処理件数が約五千七百件を抱えておられるのですが、これで遅滞を生ずることはないんですか。

○政府委員(長谷川慧重君) 認定業務の促進を図るために、五十二年六月の關係閣僚會議申し合わせのつとりまして、また国会におきます附帯決議等もあるわけでございますが、これらも踏まえまして、熊本県におきましては、先生のお話にございましたように、月間百五十人検診、百三十人審査を行うといふことを目的といたしまして体制を整備いたしておるところでございます。

このようなことで検診、審査体制の整備充実を図つてまいつたところでございますが、五十五年九月から一部の申請者団体におきまして始められました検診拒否運動などのために、残念ながらこの体制が十分機能しない状態となつておるところでございます。申請者の理解を得ながら、この体制が十分機能できるようにすることがますます重要であるといふぐあいに考えておるところでございます。

○片山基市君 審査体制の整備充実を図つてまいつたところでございますが、五十五年九月から一部の申請者団体におきまして始められました検診拒否運動などのために、残念ながらこの体制が十分機能しない状態となつておるところでございます。申請者の理解を得ながら、この体制が十分機能できるようにすることがますます重要であるといふぐあいに考えておるところでございます。

ます。  
○片山基市君 患者個人と会うことはいやだし、団体と会うことは好きだが、団体の名前も数もわからぬという程度で何でそんな大きな口をたたくんですか。まあそういうものだとおっしゃることを患者の皆さんもこれを機会に理解をしてもらえば結構です。

水俣病の検診業務に従事する常駐医師はどのように拡充されてきましたか。

○政府委員(長谷川慧重君) 水俣病の検診のための常駐医師の確保の状況でございますが、五十三年度より確保いたしました。常駐医を置きまして、さらに五十五年より一名ふやしまして二名という形で増員して検診を行っておたところでございますが、その後検診の呼び出しをいたしましてなかなか応じない方もあることによりまして、なかなか検診を受けていただけないというようなことから、昭和五十七年度より常駐医は一名となっております。でございます。しかしながら、熊本大学等関係機関の協力を得まして検診のために必要な検診医の確保といたしましては、図られておるといふぐあいに考えております。

○片山基市君 先ほど申しましたように、審査する委員に対する信頼関係がない、こういうことについては反省する余地はないという態度ですから、大変厳しいと思いますが、認定業務の促進のため、施設充実等諸般の施策の実施状況についてはどうなっておりますか。

○政府委員(長谷川慧重君) 水俣病の認定業務促進のために、先生からお話ございましたように、水俣病の専門の検診施設ということで、申請者の最も多い水俣市に熊本県立水俣病検診センターを五十三年度に設置いたしました。その後、中身といえますが、機器の整備を行っておるところでございます。また県外にいらっしゃる申請者の方々のために、東海地区は国立名古屋病院、また近畿地区は国立大阪病院をそれぞれ五十六年度、五十七年度に指定いたしました。それぞれの地区におられます申請者の便宜を計らっております。

○片山基市君 月百五十人の検診、また百三十人の審査体制は患者の検診拒否に遭って今行き詰まっておりますお答えがありました。それに対する抜本的認定促進策は何か考えられますか。  
○政府委員(長谷川慧重君) 水俣病患者の速やかな救済を図るためには、水俣病の認定申請者の方々の認定業務の促進が当面の急務であるというぐあいに考えております。このため環境庁といたしましては、現行制度を著実に実行していくことが最も肝要であるという認識に立っております。引き続き国、県一体となって最大限の努力をしております。

なお、検診の促進に当たりましては、患者さんの事情に合わせて検診を行えるようきめ細かな配慮をしながら検診を進める必要があるというぐあいに考えておられて、そういうことで取りかかっております。でございます。

○片山基市君 私が聞いたのは、抜本的認定促進の策はあるかと聞いたら、きめ細かくばつばつやるといふことですか。これは非常に残念です。

その次に、異議申し立てに対する鑑定の充実について聞きます。

一つは、措置法の認定処分に対する異議申し立ての審理に際し、第六条で、患者の主治医の鑑定を求めることになっておりますが、その意見は具体的にどのようなように尊重されておりますか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。措置法の第六条の規定の運用に当たりましては、附帯決議の趣旨に沿いまして、疫学の調査あるいは各科の所見等できるだけ十分な資料を整理いたしました。不服審査会の委員及び主治医の方々に文書により鑑定依頼いたしました。文書により意見を求めておるところでございます。そしてそれらが十分尊重されるように、それらの意見の相違点を十分審議した上で決定するというようなことを行っております。でございます。

○片山基市君 その鑑定のための医師の人数等はどうか。どうなっていますか。  
○政府委員(長谷川慧重君) 異議申し立てによりまして、この法の第六条に基づきます鑑定をお願いいたしました件数は六件ございまして、それぞれ公害健康被害補償不服審査会の委員及び異議申し立てにかかわる患者が申し出ております主治医の方々、大抵一人の患者さんが主治医一人でございます。そういう面では六件の方々がそれぞれ六名の審査会委員、それから六名の主治医の方の御意見をいただいております。でございます。

○片山基市君 審査のための証拠についてお聞きしますが、公正な審査に資することと、申請者が受診していた病院調査等の資料収集に努めていることとありますが、病院の個別のカルテ、その他関係書類の保存の期間、廃棄処分などの関連で、証拠の散逸等の不都合が生じていることはないか。逆に言えば、完璧なものを証拠としてそろえることについては非常に難しいと思っておりますが、それについての判断はどうなされておりますか。

○政府委員(長谷川慧重君) お尋ねございました。死亡者の方々に関します。生前の疾病の状況の調査の把握に関するお尋ねでございますが、できる限り過去の受診状況を把握いたしまして、生前受診しておられた病院につきまして、できるだけ早く調査を実施するということに努めておりまして、御指摘、御心配のございましたようなことのないように努めておるところでございます。

○片山基市君 そういう不都合、証拠が散逸しておるといふようなことはなかったとお答えをいたしました。理解してよろしゅうございませうか。  
○政府委員(長谷川慧重君) 先生のおっしゃる通りでございます。

○片山基市君 国立水俣病研究センターの運営状況についてであります。研究センターの治療研究体制は、昭和五十三年十月の設立以来どのような充実強化されてきたのか、まずお答えを願います。

○片山基市君 そこで、設立当初と比べてみて治療上改善された研究成果はどのようなものがありましたか。具体的に説明できるものがあれば御説明を賜りたいと思っております。

○政府委員(長谷川慧重君) 研究面につきましては、先ほど御説明申し上げました三部におきましてそれぞれいろんな項目で研究いたしているわけでございます。例えば臨床面の研究におきましては、明水園の医療スタッフとの共同研究によりまして、入院患者の治療を通じて、水俣病患者の臨床症候の変化あるいは薬物療法あるいは電気ばり治療の効果に関する研究、あるいはハビリテーションにつきましては、退院患者を含めまして日常生活の中での機能評価というようなことをいろいろ行っているわけでございます。

このようなことでそれぞれのところでいろいろな研究を進めておるところでございますが、その成果につきましては、研究報告書というところで取りまとめまして関係機関に配付いたしておるところでございます。研究が緒についた段階でもございませうので、今後とも関係者の理解と協力を得まして研究機能の充実を図りまして、水俣病患者の救済に役立つよう努めてまいりたいというぐあいに考えております。

○片山基市君 一層の努力をお願いしたいと思っておりますが、次に認定手続の運用状況についてですが、認定申請から処分まで所要日数はどの程度か

と思っております。

○政府委員(長谷川慧重君) 水俣病研究センターにつきましては、先生御案内のとおり、水俣病にかかわります総合的な医学研究を通じて水俣病対策を推進することを目的といたしまして、五十三年十月に設立されたものでございます。設立から五年を経まして、順次組織等の充実を努めてきているところでございまして、現在は三部十一室の研究体制を整備いたしているところでございます。臨床医学、基礎医学及び疫学の各分野にわたりまして研究を進めておるところでございます。

○片山基市君 その鑑定のための医師の人数等はどうか。どうなっていますか。  
○政府委員(長谷川慧重君) 異議申し立てによりまして、この法の第六条に基づきます鑑定をお願いいたしました件数は六件ございまして、それぞれ公害健康被害補償不服審査会の委員及び異議申し立てにかかわる患者が申し出ております主治医の方々、大抵一人の患者さんが主治医一人でございます。そういう面では六件の方々がそれぞれ六名の審査会委員、それから六名の主治医の方の御意見をいただいております。でございます。

○片山基市君 審査のための証拠についてお聞きしますが、公正な審査に資することと、申請者が受診していた病院調査等の資料収集に努めていることとありますが、病院の個別のカルテ、その他関係書類の保存の期間、廃棄処分などの関連で、証拠の散逸等の不都合が生じていることはないか。逆に言えば、完璧なものを証拠としてそろえることについては非常に難しいと思っておりますが、それについての判断はどうなされておりますか。

○政府委員(長谷川慧重君) お尋ねございました。死亡者の方々に関します。生前の疾病の状況の調査の把握に関するお尋ねでございますが、できる限り過去の受診状況を把握いたしまして、生前受診しておられた病院につきまして、できるだけ早く調査を実施するということに努めておりまして、御指摘、御心配のございましたようなことのないように努めておるところでございます。

○片山基市君 そういう不都合、証拠が散逸しておるといふようなことはなかったとお答えをいたしました。理解してよろしゅうございませうか。  
○政府委員(長谷川慧重君) 先生のおっしゃる通りでございます。









すが、五十三年から五十八年の十二月までに約二百六十二億でございます。そのうち資金運用部で引き受けておりますものが百七十七億、約六八%に相当いたします。さらに民間金融機関の引き受けが約八十五億、約三三%でございます。それから、先ほども申し上げたように、その他民間金融機関で金融支援があわせて講じられたところでございまして、県が金銭的に負担をするということもございまして、県が県債を発行して、資金運用部資金が同じ内容で県に財政援助をいたしております。さらに金融機関が同じくチツソに対して対策を講じておる、そういう形になつておる次第でございます。

○片山基市君 それではチツソの再建策についてお伺いしますが、第二次金融措置でチツソは経常利益の半額を留保し、投資できるようにしておりますが、その利益額、投資の状況はどのようなものでしょうか。

○説明員(高島章君) チツソに対します金融支援措置に対しては、五十六年の上期以前はその経常利益の全額を補償金支払いに充てるといふ形をとつておたわけでございますが、そういったことと、企業にとりまして最も大切な、今後の維持発展に大切な投資の原資を全く持たないということになるわけでございます。長期的に補償金の支払いを円滑にいたしますためにはやはり新しい分野への投資のともになるものを持つということから、その経常利益の二分の一を社内留保して次の発展に役立てるといふ形になつたわけでございます。

ただ、先生既に御案内のように、チツソの主要分野は石油化学でございます。石油化学産業は現在非常に苦しい構造的な不況の中にございまして、チツソの懸命な努力にもかかわらず、全般的な当該産業をめぐります環境のためにこの数年収支はやつと均衡を保つとんと程度でございます。そういう意味では、二分の一の原資を新しい投資に回すという措置を講じておりますけれども、そのための十分なもとを得ているかという

ことになりまして、残念ながら十分の結果を得ていないという現状でございます。

○片山基市君 開発銀行からのチツソ子会社に対する設備資金の融資については、現実どのような推移をしておりますか。

○説明員(高島章君) チツソが公表しておりますところによりますと、昭和五十七年に日本開発銀行からチツソ石油化学に対して、合成樹脂の新製造技術企業化投資と、それから公害防止の設備投資向けに合計二十億円が貸し付けられております。現在、この投資に基づきまして新しい研究、そして今後の収益のともになります設備の稼働が可能になりつつございまして、この開銀によります融資は、チツソ石油化学の資金調達コストの軽減には大変役立つ、今後の明るい芽の一つになるであろうと考えております。

○片山基市君 このような措置で大体チツソの再建は可能なのか、それとも見通しは大体明るくなつたということでしょうか。

○説明員(高島章君) 先ほど御説明申し上げましたように、チツソの主要分野が最も構造的な不況に悩まされておるものでございまして、なかなか明るい見通しをここで申し上げる状況ではございません。

ただ、昨年来行われております法律に基づく産業構造改善策、あるいはチツソみずからの新しい分野への進出努力等によりまして本年度におきましては黒字を計上できるやに聞いておりますが、今後ともこの黒字定着のために法律的な構造改善策、そして新しい分野への進出に当たつての通産省としての各種の支援措置、こういうものをなるといふ努力をまいりまして、チツソが今後の経営基盤におきまして明るさを増すように努力してまいりたいと思つております。

○片山基市君 通産省のチツソへの肩入れの態度はわかりました。

そこで、もしチツソが倒産した場合の債務についてですが、チツソの利益を子会社へ投資することとは、チツソ本社が倒産した場合当然債務は子会社が継承するというところでよろしいか。

○説明員(高島章君) そのような事態が生じないために関係係を挙げていろいろ努力をしておりますところでございますが、親会社と子会社の関係につきましては、法律的に法人格は別ということでございますから、チツソ本体、チツソ本社のみの問題で、後へ波及しないとかあるいは波及するということなどは私がお答え申し上げることはできません。あくまでもチツソ全体が今子会社を含めましてその再建のために日夜本当に努力をしております。

○片山基市君 私は倒産することを望むのではなくて、倒産した場合に子会社も一体として責任をとるのかということについて聞いたところ、とるといふことですからそれ以上追及しません。

水俣湾のヘドロのしゅんせつ事業については、水俣湾の堆積汚泥しゅんせつ事業は、昨年十一月、県の公害対策審議会で改定されたこととありますが、事業の経緯、現在までの施行状況、改定内容、財源の負担関係について説明してください。

○政府委員(佐竹五六君) 水俣湾のヘドロ除去事業については、水俣湾のヘドロ除去事業の施行方式等につきましては、四十九年三月、熊本県知事、環境庁長官、運輸大臣の間でその施行方式等について合意がなされたわけでございます。これを受けまして五十年六月十四日、熊本県におかれまして、水俣湾堆積汚泥処理の基本計画並びに監視基本方針の計画が策定されたこととでございます。

これらに基づきまして、本事業は、熊本県を事業主体といたしまして、運輸省第四港湾建設局を施行主体といたしまして、五十二年十月に着工されたところでございます。五十二年十二月に一部の住民から、熊本地方裁判所に二次公害発生を懸念して工事差し止めの仮処分申請がなされたところでございますが、五十五年四月、同地方裁判所がこの申請を却下されたわけでございます。五十五年六月から工事が再開されたところでございます。

して、六十四年度の完成を目指し、現在二次公害の防止を旨といたしまして慎重に工事が進められているところでございます。

なお、この計画改定につきましては五十八年十一月に行われておるところでございまして、計画内容の変更の主な点につきましては百九十三億円、まず事業費が、従前の計画では百九十三億円だったものが四百三十五億円に増額されているわけでございます。それから工事期間でございますが、従前四十九年度から五十八年度の十九年を予定したわけでございますが、改定によりまして四十九年度から六十四年度までと変更になつたわけでございます。

この負担関係につきましては、従前の計画では国庫負担額三十三億、県負担額三十四億、チツソの負担額が百二十六億だったわけでございますが、改定計画におきましては国庫負担額が八十二億、県負担額同じく八十二億、チツソ負担額二百七十一億と、かようになっておるわけでございます。

○片山基市君 二次公害のおそれありとの理由での工事差し止めの訴訟は却下されましたけれども、二次公害のおそれありとする住民の不安は判決で解消されたものではありません。

そこで、工事方法に万全を期すといつても、水銀が攪拌されることなどについて絶対大丈夫だといふ保証がありませんが、そこで、もしこの工事を即時やめるといふことを仮定するならば、どんなときにはやめることになりませんか。

○政府委員(佐竹五六君) 一応その地裁判決で私どもの施行方式について認められたわけでございますが、それをもつてよしとするわけではございませんで、慎重の上にも慎重に進めるわけでございます。御質問の工事を中止する場合がございますが、次のような場合でございます。

まず第一点は、総水銀の濃度が監視基準値の〇・〇〇五ppmに適合しない場合。それからまた、生活環境項目が監視基準値に適合しないことが判明した場合において、さらに監視を強化し



いるんですよ。これどういふふう強化するんですか。今のお話じゃ何にも強化、例えば何人人をふやして、どれだけの予算規模をこれだけつけてと、それでなきゃ強化ならぬでしょう。そういう計画があたりだから答弁しているんだと思うので、その計画を知らせてくれと言っているんですよ。

○政府委員(長谷川慧重君) 失礼いたしました。

そのために、在宅で寝たきりの方々に対してはいわゆる往診といいますが、出かけていって検診をするためのいろいろな機器の購入というものにつぎましては、今年度予算で計上いたしました御審議いただいたところでございますが、その予算も計上してそういうものの機器をこれから買います。そういう検診の充実に努めてまいります。

それから、先ほども申し上げたわけでございますが、私どももいたしましてはできるだけ多くの方々に検診を受けていただくことを考えておりまして、そういう面で当面百五十人検診、百三十人審査体制ということを確認するという体制を整えているわけでございますけれども、検診の方々が多くなりました時点におきましては、さらにそういう点については、先生お話でございますように、検診医の強化といえますか、拡充ということも当然考えていかなきゃならない問題である。今現段階におきましては、現在用意しておりますと語弊があるのかもしれませんが、それと、そういう体制を整えられておりますので、それをまず受けていただくということが当面重要といえますか、先決であるといううぐあいに考えているところでございます。

○丸谷金保君 大臣、今理事さんたちの御了解をいただいてミカンをそちらにお配りしたいのですが、これは水俣病の認定患者たちが、被害者である自分たちが農薬をまいて加害者になつたらいけないということでグループをつくってできたミカンなんです。被害者が加害者になつてはいけない。そしてこれはなかなか苦勞して売っております。

す。私も二箱買つて食べたんですが、なかなかおいしいんですよ。で、水俣の問題というのは、まさに私はそういう点で、昔から言われておりますけれど、公害病の原点であるし、日本の環境行政の原点だということを感じております。

それで、農林省来ていると思うんですが、この方たちは十八回もいた農薬を今三回で済ませたと。黒点病なんかが出たんで四回にしなきゃならぬかなと思つたけれど、多少こういう見解が、悪くても味が変わりがないから三回で済ませたというのが去年の報告なんです。一体このアマナツです、ほかではどれくらいやっていますか。

○説明員(岩本教君) 御説明申し上げます。農薬による病害虫の防除の問題でございますけれども、防除の回数地域によりましてさまざまでございます。御承知のように日本の夏は非常に高温多湿に経過する関係がございまして、一般的に申しまして病害虫の発生量、種類も大変多いものでございますので、それに対応した適切な防除が行われております。ミカンについては、全国押しなべて約十回くらいではないかというふうに見ております。

○丸谷金保君 あなたいつも少ない日に言うんですよ。ここでさえも十八回やつたと言っているんですよ。十回くらいということはないと思うんですよ。この間ブドウをその後調べました。七回、八回じゃなかったでしょう、山梨。同じことなんです。そうして、そういう農薬がばらまかれるために被害者が加害者になつていけないといつてこういうミカンをつくり、そして一生懸命努力しておる人たちが、一方で十回も二十回も農薬を、これは決してナツカンだけじゃないですが、ばらまく。こういう今の日本の農業生産が続いているわけですよ。

それで、つい最近、江戸前ハゼの大産卵場、羽田沖に百八十億匹の産卵をする場所があつて、これが新しい埋立てでどこかへ引越さなきゃならない、こういう記事が出ております。これについて、水産庁来ておりますね、これはやっぱり都

の港湾局と相談しながら何とかこのハゼは死滅しないような方途を考えているんですよ。

○説明員(山添健一君) 先生ただいま御指摘のございました、羽田沖の埋立てによりましてハゼの生息場、すなわち産卵場が消滅する、これにつきましてには移転を考えているということでございますが、これはまだ東京都内で協議している最中でございます。まだ私どもの方は新聞紙以上のもので承知しておりません。

○丸谷金保君 そのハゼは、大体九一・四ppmといわれるようなCNPが残留しているのがわかつたというふうなことを水産庁御存じですか。

○説明員(山添健一君) 東京湾のハゼの農薬汚染についてでございますが、私ども承知しておりますのは東京都の衛生研究所の調査がございまして、この結果によりますと、CNPがごく微量、五十八年度の調査でございますと一・三ppbという、非常にごく微量でございますが検出された、こういう報告は承知しておりますが、先生御指摘の数値についてはちよつと承知しておりません。

○丸谷金保君 大臣、水俣病というふうなものをしつかりやはり我々考えていかなければ、日本国じゅう至るところで、この程度ならこの程度ならということが進んでいくんですよ。

それで、私はやはり水俣病の対策というのは大変大事だし、それから大臣はしばしば県と相談してということをおっしゃるんですが、いろいろ希望があつてもなかなかおいてはならないようにです。で、この人たちのグループが映画をつくつたんです。一時間足らずの映画。一月の末にできております。東京でこういう映画を取り寄せて見るくらいのことではできませんか。どうですか。

○国務大臣(上田稔君) 映画につきましてのお話は初めてお聞きをいたしましたのでございますけれども、そういうものがありましたら、県の方とよく連絡をとりまして、私どもの方もひとつ早く持つてきてくれるように連絡をいたします。

○丸谷金保君 わかりました。まあ映画くらい見せてやつて下さい、ます。

それから、今も起債の関係の話が大分出ておりました。この起債は交付金なんです。いや交付金ではないですわね。どういふ性質の起債ですか。

○政府委員(正田泰央君) この起債と申しますか、熊本県が県債を発行いたしました。チツソに貸し付けて、チツソが患者に補償金を支払つております。県が県債を発行するに当たりまして、その資金を国の資金運用部で貸し付けている、六〇%貸し付ける、そういう仕組みになっております。

○丸谷金保君 そうすると、これはいわゆる一般公共のような起債と違つて、企業債のような特別債ですか、この起債は。

○政府委員(正田泰央君) ちよつと御趣旨わかりかねますが、私どもも理解しておりますのは、一般の地方債として起して、それをチツソに貸し付ける、こういうことでございます。

○丸谷金保君 一般の地方債でもいろんな性格がありまして、枠だけを決めれば市中金融機関からでも借りられる起債もございすわね。それと国の資金運用部から。この場合六〇%は資金運用部を通じて出ているようですが、あとの四〇%は県がそれを独自の起債を、金融機関から借りる、そういう方法で賄つていられるんですよ。

○政府委員(正田泰央君) 御指摘のとおりでございますが、利率その他の内容は県債の場合と同じやり方でございます。

○丸谷金保君 そうしますと、チツソが破産して熊本県がこれをしよわなければならなくなつた場合に、国が一〇〇%見るといふ新聞報道も出ておるんですよ。この見方なんです。県の基準財政需要額の中に組み込んで交付税で見ると、あるいは特別の交付金にするのか、どちらなんです。○政府委員(正田泰央君) 今先生御指摘のチツソの万一の場合の報道でございますが、私どもも政府部内といたしまして合意に達しておりますのは、そのような事態が起こりました場合には、先般の

閣僚会議で説明がございまして、いささかも支障がないように国が所要の措置を講ずるということを決めておりますし、現在のところそのようなことだけを考えておりました、その資金運用部資金の取り扱いとか、そういう具体的な措置につきましましてはまだ検討を行っていない状態でございます。

○丸谷金保君 大臣、閣議で決められておるんではないですか。そうすると、財源措置は現行の法的規制の中において財源措置をしながらならぬんです。そうするとちよつと考えられる方法が私見当たらないんですよ。一般単独なり何なりの補助起債にしたって、少なくとも起債率は認めて一〇〇%充当するというのはないんです。九九%というのがありますよ。それから、特に県が独自に起こす、金融機関等から借り入れる枠だけ決めてやる特別債、これの場合には基準財政需要額に入ることさえも大変難しい。ましてこれは交付金という形で、補助金と言わないで交付金と言いますけれども、これをどういう方法でやるかということについて、大臣、閣議の場合はそこら辺はどういうことだったんです。文書は覚えていませんから読んでもらわぬでもいいです。時間ありませんから。こちらに持っております、閣議の文書は。

○國務大臣(上田稔君) お答え申し上げます。今の閣議でございますが、実は私のときよりも以前のときの閣議でございますが、そのときにそういうお話があった、これは私も承知をいたしております。これに対して、先生の御指摘のとおり、いろいろその措置、そういうことが、万一起こった場合——起こさないように今一生懸命に措置を講じておるわけでございますが、起こった場合の措置という点について、県に負担を与えないという点は決まっておりますが、起こったことについては、今いろいろ検討をしております。起こらないでございませぬ。

○丸谷金保君 新聞発表の方は、一〇〇%国が責任を持つ、こう言っているんです。しかし五月十七日の閣議決定では、所要の対応策を講ずると言っておりますけれども、一〇〇%とは言っていないんです。こちら辺も非常に、これは熊本だけじゃないんです、水俣の問題だとか、それから水銀の公害というのはほかにもあるんです。もともとこれは本来国が責任を持たなきゃならないやつを都道府県に押しつけておいて、後始末を後からやっつけていこうとするところに問題があるんではないですか、私はこう思うんです。

それで、実は五十一年の十二月に熊本地裁で、水俣病の認定申請に対する県知事の不作為が違法という点で判決が出て、これについては県が控訴をしなかったから確定しておりますね、この事実御存じですか。

○國務大臣(上田稔君) それも承知をいたしております。○丸谷金保君 そうしますと、これもその後、非常におくれが今御指摘のあったようにあるんですね。

実は、行政事件訴訟法という法律があります。その中で「不作為の違法確認の訴えの原告適格」、これは、そういう訴えを行政体に対して行う場合には申請した者に限るといふ原告の資格要件があります。それから、訴訟取り消しは三十八条で準用規定がございませぬ。これは御存じだろうと思っております。ところが、これは、三十七条、三十八条を受けて、「第三十三条及び第三十五条の規定は、取消訴訟以外の抗告訴訟に準用する」とありまして、三十三条では「処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、当事者たる行政庁その他の関係行政庁を拘束する。」拘束するところあるんですよ。このことについては、大臣どうお考えですか。大臣でなくともよろしいですか。

これにつきましては、兼子博士が「行政事件訴訟特例法の実態」という本の中でこう言っているんです。「確定判決のあつた以上判決を受けた行政庁は、以後同一当事者間の同一事項を処理するに当たっては、判決が違法と確定した判断を尊重しなればならず同一の過誤をくり返すことができない」というようなあれが出てくるんです。これらについても、環境庁は、これは下級審の判決だからといって、確定した以上はあつた意味では下級審の判例になります。このことは、しかも、それは熊本県を相手に取つた訴訟だ、だから環境庁は束縛されないということないんですよ、行政庁間のね。

ところがあなたたちは、その後起きたお待たせ判決ですか、これでは、拘束されている熊本県と共同被告として控訴しております。私はこれは非常に問題だと思つておられます。一体こういうことができるのか。こういう控訴をすること自体が果たして——共同訴訟しているんだ。少なくともこの条文は熊本県を拘束していることだけは間違いないです。その拘束されている熊本県と同一の事実について、環境庁が共同被告として共同して控訴することというのは、一体できるんですか。

そういう抗弁がないから裁判所は受理したとしても、控訴も。しかし、抗弁がないからといってこの種の問題をないがしろにするのは私はおかしいと思つておられます。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。国及び熊本県におきましては、認定業務の促進につきましてこれまで検診、審査体制を充実するなど数々の努力を重ねてまいりましたところでございますが、国、県のいづれの努力も裁判所において評価されなかつたことはまことに残念であります。さらに上級審の判断を仰ぐということにいたしましたわけでございませぬ。

なお、一番、五十一年の不作為違法判決につきましては、先生からお話ございましたように、この判決が確定いたしましたので、私もその判決を十分重みをおきながらそれ以降認定促進のための仕事をいろいろ進めてまいりましたわけでございませぬが、お話の後段にございました昨年の判決につき

ましては、国賠法上の不法行為があるというふうなことでの訴訟でございますので、不作為違法訴訟と国賠法上の不法行為というものにつきましては、おのずから異なるところがあるというふうなこともあつたわけでございませぬので、そういう面では必ずしも同一に論ずることについてはいろいろ御意見があるというふうに思つておるところでございます。

○丸谷金保君 お待たせ訴訟というのは、損害賠償というか、事金銭に関する問題だから、いわゆる不作為の違法というものと違つたとおっしゃるかも知れぬけれども、しかし不作為の違法であるということ踏まえて出てきた損害賠償ですね。そうすると、金額の是非を争うという問題は当然これはあるかと思つておられます。

しかし、少なくともこういう行政機関に対しては、下級審の判決といえども拘束されているんだということ踏まえておやりになつておられるかどうか。そしてまた、それを重大に受けとめた上で国会であつた方が、おかれておられるのは申しわけないとか、こういうことになるのかどうかということなんです。この判決があつたら、やはり確定したら、当然、今ごろになつて環境庁長官がまことにおかれておられるから申しわけありませんなんていう答弁のできる仕掛けでは私はないと思つておられます。環境庁長官、もう一回、五十一年の不作為の違法だといふ裁判所の判決の確定を踏まえて、おかれておられる問題について御答弁を願ひたい。

○政府委員(長谷川慧重君) 先生からお話あつたわけでございませぬが、五十一年の不作為違法判決におきましては認定業務のおくれが違法であること示されたわけでございませぬが、行政当局といたしましては、この不作為違法判決を十分踏まえまして認定業務を促進することが最も肝要であり、認定業務が申請者の理解と協力なしには推進し得ない性格のものであるということにかんがみまして、水俣病対策の円滑な推進という見地に立つて控訴しなかつたという事情もあるわけでございませぬ。

一方、昨年七月のいわゆるお待たせ賞訴訟の判決におきましては、不作為違法判決後、これまで国、県において認定業務促進のため行ってきた各般の施策が全く評価されてなく、認定業務がおくれていることにつきまして国家賠償法上の賠償責任があるとされたことをごいまして、このことはまことに残念でございまして、また、不作為違法判決と国家賠償法上の違法とは異なると思われるわけでございまして、国としてもさらに上級審の判断を仰ぐということにいたした次第でござい

ます。  
○丸谷金保君 一生懸命やっていると申すけれども、これはそれぞれ今までもたくさん言われていることの繰り返しになりますけれども、あえて言わせてもらいます。

読売新聞、「水俣病患者無念の自殺 解剖九か月、やっと認定 申請十年、保留の果て」これ読売新聞です。朝日新聞、「水俣病申請中の死亡急増 追いつかぬ解剖 県の認定業務遅れ響く」「自殺後、水俣病と認定 吉永さん「生前なら」と遺族」。これを見ても今あなたの言われたような答弁に納得できる状況になっていないじゃないですか。五十一年の不作為の違法判決を踏まえて一生懸命やったなというようなことがどこにも出ていない。私はこんな答弁ではきょうはとも承知できません。

時間が来たのでまた後に譲りますが、もう少しこら辺はつきり解明し、環境庁長官としても責任を、熊本県なんて、これは熊本県だけの問題でないんです。今申し上げましたように至るところにも出ているし、これからも非常に農薬汚染等含めて問題が出てくる可能性のある時期に、環境庁がもう少しつきりしてくれないとそれは困るんです。例えば農薬いろいろ指導していると言いました。三里塚、成田空港ですね、ああいうところになると、農地以外だから関係ないでしょう、農薬室長。

○説明員(岩本君) 御説明いたします。私どもの農薬は、農林産物の病害虫等の防除に

使われる薬剤を中心に取り締まり規制を実施しております。

○丸谷金保君 長官、今のお答えのように、農地以外に農薬をばらまかれていても全然関係ないんです。やっぱり環境庁がしっかりとやらなければ、東京湾の江戸前のはげだつて食えなくなつちやいますよ。その原点が水俣なんです。水俣病の問題について、きょうの御答弁だけでは、一生懸命やっているなんというところはどこにも見えないんで、もう少し具体的に聞かしていただくまでは承知できないことを申し上げて、時間ですからきょうはとりあえず終わります。

○飯田忠雄君 水俣病につきましての国の責任についてお伺いをいたしたいわけですが、チッソの会社が排水を海中に流し出したのは昭和七年ごろからだと判決書に書いてあります。そして昭和四十年六月ごろまで排出を続けてきたと、こう書いてあります。ところが、同じく熊本水俣病損害賠償請求事件の判決を見ますと、昭和三十四年の十一月三日に衆議院の委員の方が向こうへ行かれてまして、当時会社の幹部を呼んで、熊本大学がこの水俣病の原因についていろいろ研究しておるのを妨害するようなことをするのはいけないではないか、熊本大学と一緒に原因究明に当たるようにという一つの警告を発しておられるわけです。これは昭和三十四年十一月三日なんです。ところが、それでもなお四十年六月までは排水を海中に流し続けてきたということが判決文に書いてある。これは重大な問題だと私は思っています。

そこで通産省にお尋ねするんですが、チッソという会社に対する——では通産省おいてならぬそうであるから、法務省に先にお尋ねをいたしますが、こういう会社に対する監督権はそれぞれの所管官庁にあると思います。通産省に後でお尋ねしますが、通産省に監督責任があるわけなんです。衆議院の委員会さえこの問題に気がついて、会社に対して警告を発しておるのに、通産省がそれを行っていないというところは法律的に

見ましてどういふことになるでしょうか、お尋ねいたします。きょうは同僚議員が私の質問をみんな言うてしまわれたんで、突然の質問で申しわけないけれども、お答え願います。

○説明員(大藤君) 御説明申し上げますが、今先生がおっしゃられましたとおり、突然の御質問でございまして考えておりましたので、もう少し考えさせていただきますかと思っております。もうしばらく時間をいただきたいと思います。

○飯田忠雄君 通産省今おいでだそうですから、通産省にちよつとお尋ねします。通産省は熊本チッソの会社に対する監督権はどの程度お持ちか、監督権の範囲をお尋ねします。

○説明員(高島君) 個々の企業の経営方針なり状態について逐一我が方は意見を申し上げる立場にはございません。ただ、現在は、チッソの主要分野でございまして石油化学工業につきまして、産業構造法に基づく設備処理等構造改善を進めておられて、その関係で、その計画が円滑に遂行いたしますように、その対象であります企業との関係でいろいろの情報交換あるいはその必要な施策の助言等を行っております。その関係におきまして、チッソ株式会社からも現在の経営状況、今後の新しい分野への発展の計画等を聞いておりますし、その関係におきまして、必要な支援措置が必要であれば我々としたしましてはそれを検討し、関係の政策措置へつないでおるといふのが実情でございます。

○飯田忠雄君 大まかな監督責任はそういうことでしょうか、細かく言いますと、チッソ工場がいろいろの仕事をいたしますね、その仕事を行う、例えば排水を海に流すという設備をしておる場合に、その排水が危険でないかどうかということを検査するのが当然のことですね。これは判決文にも書いてありますね。それは当然会社がやらねばならぬことであると書いてあります。その点で過失責任があると書いてありますが、裁判所がそう

言うんですから多分間違いないと思えます。それで、通産省ではそういう問題について会社がどういふことをしておるかというのを検査をしたり、あるいはあらかじめ申請を受けて了解を与えたりする任務はございませんか。工場の監督は通産省じゃありませんか。

○説明員(高島君) 法律の対象になります種々の規制措置、例えば、新たに設備を起します場合に、それに政策的な支援を行った場合にはその支援内容が適切であるかどうか、あるいは現実に円滑に遂行されているかどうかということに関連をいたしまして、実際にその工場を視察いたしまして現状を十二分に把握することは我々の務めでありまして、ただ、全般的に常にチッソの工場の運営状況につきまして逐一あらゆる点につきましてこれを監視するということまでは行っておりません。

ただ、チッソの金融支援措置に関連いたしましては、その基礎でありますチッソの経営の健全化のためにどのような形で現在工場の生産がなされているかということは我々の最も関心事でございまして、逐一会社の方からその現状の聴取をしております。例えば、新しい樹脂の部門につきましてその運転状況はどうかであるかとか、あるいは現実にはどのような新しい収益を生みつつあるかとか、あるいは、今御指摘ございました、その生産活動に関連いたしまして公害等問題は一切生じていないかといったようなことは常日ごろチェックをしております。

○飯田忠雄君 それでは、通産省では工場排水等の問題も従来見ておいてはなつたんです。環境庁はいつごろで来たんですか。このチッソの事件に環境庁が関連をお持ちになつたのはいつごろでしょうか。

○政府委員(佐竹君) ただいまの御指摘の排水規制の問題でございまして、既に現行法で申し上げますと、特定施設、これは政令で指定されて、有害物質を出す蓋然性の高い施設が政令で指定されておりますが、そういう特定施設を

設置をしようとするときは都道府県知事に届け出が必要になるわけでございまして、その届け出でその設備の内容等を審査いたしまして、もし問題があれば設備の変更命令、計画変更命令等がかけられるような仕組みになっているわけでござい

ます。  
問題の昭和三十四年当時でございますが、私も事実関係につきまして詳細を承知しておりませんので正確には申し上げられませんが、水質汚濁防止法の以前の水質保全法という法律がございまして、これに基づきまして、政令で指定された水域についてはやはり現在の水濁法と同じような、特定施設を設置する場合には届け出が必要になるというような法制が仕組まれていたかと記憶いたします、突然のことでございますので正確には記憶

しておりませんが、三十四年当時水俣湾が特定水域に指定されていたかどうかにつきましては、まことに申しわけございませんが、現在正確な知識がございませんのでお答えいたしかねますが、もしそれが指定されておれば当然届け出等が必要になったのではないかと、かように考えるわけでござい

ます。  
○飯田忠雄君 会社に対する監督責任というものは、実は、カネミの事件を御存じでございますね、カネミ事件でこれは国家に責任があるかどうか問題になりましたが、私の記憶が間違っておれば訂正しますが、高裁の判決ではあるというものが出たように新聞に載っておったのを見ましたが、その点どうですか、法務省。

○説明員(大藤敏君) 御説明申し上げます。カネミ油症の事件につきましては、今余余の調査をしておりますので正確な御返事をいたしかねますので、御了承いただきたいと思っております。○飯田忠雄君 最初は、国に責任がないと、こう言うておつたんですが、やはり監督責任が国にある。殊に化学工場をつくる場合に、その化学工場から排出する危険物質というものは必ずあるので、そういうものに対する規制をしなければならぬ義務が当然国にある。チッソがあつた工場をつ

くりまして、昭和七年からずつと有機水銀の排水を流し続けてきたという問題、これは明らかでございまして。判決文を見ますと、判決文の中では、昭和七年ごろから昭和四十一年六月ごろまでアセチレンから水銀触媒を用いてアセトアルデヒドを合成して有機合成化学製品を製造してきた、その際発生するところの危険な排水を海中に垂れ流し続けた、こういうことが書いてあるわけですね。こういう問題は当然化学工場は事前に危険を予知しておらねばならぬし、また監督官庁は化学工場を許可をする、認可をするに当たつてそういう方面まで気を使つて監督するのが任務ではないかという趣旨なんです、判決の。

ところが、この判決、熊本の水俣民事訴訟では被告がチッソだけになっておりまして、国を相手取つていない。カネミの場合は国も相手にしておりますがね。それでこういうことになっておるといふわけなんです、それだけの理由で国の責任が一体なくなるのかという問題に私は疑念を持つわけですね。元来、被告として訴えられたかどうかということとは関係なしに、国はやはり監督下にあるところの工場の行う危険性、こういうものについては十分監督して国民に迷惑を及ぼさないよ

うなことをする責任が当然あるとしないかならぬと考えるわけでありまして。こういう考え方はこれから裁判所の方でもどんどん取り入れる傾向にあるわけですね。そこで、このチッソの問題をこれは単なるチッソの責任ということで今まで扱つておられるから、県債を発行して後どうとか、チッソがつぶれたら後どうなるかといったような心配が起るわけですね。これはもともと国の責任なんだという観点からいけば、当然もつと違つた対応があつたものと私は考えるわけでありまして。

○説明員(大藤敏君) 御説明申し上げます。御質問の点につきましては、今手元に正確な資料がございませんので責任を持つてお答えすることはできませんので、お許しをいただきたいと思

います。  
○飯田忠雄君 これはまた法務委員会でお尋ねしますので、御研究願います。環境庁におかれましては、この問題についてはやはり国の責任として御認識を願う必要があるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 突然のお尋ねでございますので正確にはお答えいたしかねますが、先生は法律には非常にお詳しくいらっしゃいますので私もから申し上げるのもいかがかと思つたが、国の責任といわれれば別として道義的な意味で何らかの措置が講じられてしかるべきであらうと、そういう非常に広い意味での道義的責任と二色あるかと思つた。

法律上の責任というふうにおつしやられる場合には、私もどもいたしましては、その責任を果たすために、執行するのに必要な権限が必要になるわけでございまして、当然工場への立入り検査権その他そういう権限の付与が必要になるわけでございまして。これはやはり個別の立法措置が必要になるわけでございまして。この立法措置によつて私も権限を与えられ、その権限を十分に行使していかないとどうかという場合には、先生御指摘のような法律上の責任の問題が出ようかと思つたわけでございまして。

ただ、近時、国民の安全を保護するために国の法律上の責任をどこまで認めるべきかということについては、裁判上いろいろ議論があることは私も承知しているわけでございまして。それは例えば水害の問題とか、それからカネミ訴訟等についても、いろいろ新しい法律の考案が裁判所の判決の中にあつておられることは十分承知しております。

○説明員(大藤敏君) 御説明申し上げます。御質問の点につきましては、今手元に正確な資料がございませんので責任を持つてお答えすることはできませんので、お許しをいただきたいと思

に判決内容を承知しているわけではございません、大変恐縮でございますけれども。しかしながら、その点につきましては、私も現在の行政の能力、つまり与えられた予算、人との関係ではいろいろ異論があるわけでございまして、カネミ訴訟についても関係係局内で議論した結果控訴するということになっておられるんではないかと思つたわけでございまして。環境庁は広い意味で国民の安全を守る義務があるといわれる意味でなら先生御指摘のとおりでございますけれども、法律的な責任という問題になればそれに見合う権限も必要になるわけでございまして、個別立法措置がない以上は、そのような責任が私どもはあるということをお断りに申し上げます。

○飯田忠雄君 水俣病はこれはまことに悲惨な病気であることはもう御存じでございますね。こういうものが人為的につくり出される、今後文明が発達して、科学が発達していきまふという必然的にこういうものが至るところで出てくる運命にあるわけですね。ですからそれを防止する責任がやはり国にあるのではないかと私は思つたわけで

す。一企業に任せますと、企業は利潤追求ということだけに目がいきましてそうした他人の迷惑などは考えない。そういうものを規制して、考えさして、危険を及ぼさないようにして国民の生命、財産を守るという、そういう組織に、そういう体制になつていかなきゃならぬと私は思つた、法律体制自体が。

法律がなくとも解釈でそういくわけなんです、今日そういう体制になつていないということであれば、早急に工場に対する監督責任の所在、企業責任——企業責任だけの問題でなしに、企業責任を追究するほかに、国の監督責任、それから危険防止責任、私は監督責任だけじゃなしに危険防止責任があると思つた、国には。そういう法律制度を一日も早くおつくりになることが必要ではないかと思つた、おやりになるおつもり

ありませんか。



○政府委員(佐竹五六君) 確かに水俣の事件等大変悲惨な事件でございます、再び起こしてはならない事件である、かような観点もございまして、水質保全法、さらにそれを広く公共水域一般に及ぼす水質汚濁防止法が制定され、環境庁及びその指揮監督下にある都道府県知事に一定の権限が認められたわけでございまして、私どもはこの法律の適正かつ厳格な運用を通じて、再びあのようなことのないように一生懸命やっております。たいと、かように考えておるわけでございまして。

○飯田忠雄君 この問題につきましては私が御質問申し上げておりますのは、過去においては、国の怠慢であつて、法の怠慢であつて、いい方法がなかったんだけれども、今日現時点において水俣病をどうするかという問題について、過去にさかのぼって法律があつたと同じような対応が必要ではないかと私は考へるわけですが、これは議論してもしようがないからぜひお考へ願ひたい。そうして早急にそういう方面の努力をお願いしておきまして、次の質問に入ります。

これは前に質問者が質問された内容ですけれども、昭和五十三年の十月二十日の臨時措置法案に対する附帯決議がございまして、その御質問に対する御答弁がどうも簡略過ぎて私ははっきりわからなかつたんでもう一度伺ひますが、水俣病の医学的画像の解明ということが掲げられております。水俣病というものは医学的にどういふものなのか、それをはっきり解明をして対策を講じると、こういうことなんでしょうか。それにつきましてどのように今までやっておいでになつたでしょうか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答えいたします。附帯決議にございまして水俣病の医学的画像の解明あるいは水俣病の治療法の解明ということに關するお尋ねであらうと思つてございまして、この水俣病像あるいは治療法につきましては非常に難しい問題でございますが、国立水俣病研究センターにおきまして、水俣病の治療方法等に関する臨床医学的な研究、あるいは生理、生化学等

の基礎医学的な研究、あるいは疫学研究というよなものをいろいろ組み合わせて行つておるところでございます。また一方におきましては、医学の各分野の専門家から成ります研究班に研究を委託するというようなことで、画像あるいは治療法の研究につきましてはそれぞれ鋭意努力いたしてるところでございます。

私どももいたしましては、この研究班あるいはセンターの研究、あるいは専門家のお集まりをいいただきながら、画像といひますか、水俣病の認定の基準的なものにつきまして鋭意御検討をいただきまして、現在の認定要件等を定めて審査を行つておる状況でございます。

○飯田忠雄君 どうも私はっきりわからなかつたんですが、この判決を見ますと、水俣病の悲惨な状況が書いてあります、具体的に。その一つ一つ、個人個人を診なければ、あらわれた画像を診なければ水俣病といふものはわからないのか。あるいは水俣病にはある一つの特徴があつて、その特徴さえ見つければわかるようになっておるのか、そういうような問題を私は附帯決議で要求しているんじゃないかと思つてございまして、医学的な画像といひますか、どういう形の病氣なんだということなんです、例えば手足がしびれてしまつて頭の脳がやられてしまつてかございまして、そういうことの研究をどの程度やられておるか、それを治療する方法は現在完全にできておるのでしょうか、こういう質問なんです。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。この水俣病像につきましては、先ほど来お話ございまして、昭和三十三年に病氣の届け出がございまして、当時におきましてはいわゆるハンタ・ラッセル症候群といふことでもかなり顕著な症候があつたわけでございまして、その後遅発性水俣病あるいは小児水俣病といふようなものも出てまいりまして、そういう面では水俣病像を一概に御説明するのがなかなか難しいものでございまして、先生のお話の中にございまして、大まか

といひますか、この症状を申し上げますと、両手足、四肢の末端のいわゆる感覚障害に始まりまして、運動失調なりあるいは平衡機能障害、それから求心性視野狭窄、歩行障害、構音障害、筋力低下、振戦、眼球運動異常といふような症状を起すものでございまして。たまには味覚障害なり臭覚障害あるいは神経障害といふような症状も起こすことがあるわけでございまして、これらについて個々のケースといひますか、個々の申請者の方々につきましてそれぞれ判断することにならうかと思つてございまして。

特に、こういういろいろな症状が出てまいつていられるわけでございまして、その症状の中で多く見られるといひますか、共通して見られる症候といひましては、四肢、両手足でございまして、四肢末端ほど強い両側性の感覚障害、時には口の回りの感覚障害も出現することもある。それから小脳性に由来する運動失調、それから両側性の求心性視野狭窄などが主要症候といひますか、主な症候でございまして、それ以外に先ほど申し上げましたようないろいろな障害が付随するといひますか、出てくることもあるわけでございまして、そういう面では、患者さんといひますか、申請者の病像がいろいろ出てくるものでございまして、この病像につきまして水俣病に關します専門家の御集まりにおける審査会において審査をしていただきます。水俣病であるのかないのかという判断をしていただいておりますという状況にございまして。

○飯田忠雄君 水俣病の認定が非常におくられておるといふ話が出ておりますね。認定がおくられるといふのは、症状が出ておれば診ればわかるはずなのにどうしておくられるのか。つまり、全然症状が出てこない人が申請をしてこられるんでしょか。その点いかがですか。

○政府委員(長谷川慧重君) ただいま私が御説明申し上げました症状は、すべてが水俣病の場合だけ特定して出る主要症状といふわけでもございまして、他の疾病によつても起こる症状があるわけ

でございます。ただ、水俣病におきましては、先ほど申し上げましたような主要症候がかなり特徴的に出るといふことでもございまして。そういうようなことで、いろいろな病氣をお持ちの方々がいろいろな症候を出されますこともございまして、そういう面では、審査会において、それぞれの病氣が他の病氣に由来するかどうかということについても慎重に検討しなさいやらないという問題もあるわけでございまして。

それから、先ほど申し上げましたように、当初の水俣病発生の時期におきましては、かなり水俣病特有な症候が強く出ておりましたこともございまして、判断といひますか、そういうものが非常にしやすかつたところがあるわけでございまして、だんだん判断困難の事例が出てくるとか、あるいは年齢の高い方になりますとかせに伴う症候との判断も必要になるといふような問題もございまして、そういう面では、判断困難、もう少ししばらく経過を見た上で判断したいといふような症候をお持ちの方々がだんだんふえてまいつておるといふようなことで、審査といひますか、処分に時間を要することになつておるといふやうに理解いたしております。

○飯田忠雄君 もうしばらく様子を見るということとですと、保留の方でございまして、棄却じやございませぬ。棄却するといふのは、はっきりと水俣病でないという認定がなされての棄却なんですか、それとも疑わしいから棄却するんでしょか、どちらでしょうか。

○政府委員(長谷川慧重君) 申請がございましてから県の検診センターにおきまして所要の検診を行つたわけでございまして、その検診の結果、いろいろな症状についての検査を行つた上で、その検査の結果を審査会において判断をされる。まあ所見のある方もない方もいらつしやるわけでございまして、その時点で、水俣病でなければ棄却を判断をいたしまして、水俣病でなければ棄却をすることになるわけでございまして。したがいまし

ることもあり得るわけでございますので、そういう面では、その症状が出て水俣病じゃないかと思われる場合におきましては再度申請していただきまして、また必要な検査を受け審査会で御審議していただくというような仕組みになっております。

○飯田忠雄君 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法という法律の第四条を見ますと、「臨時水俣病認定審査会を置く。」と、こうなっております。「委員十人以上で組織する。」となっております。審査をするのにこの審査会を通らねばならぬとなっておりますが、委員が十人以上だというわけなんです。十人以上のそんな少数でこれだけのたくさんの方の申請をさばき切れるかどうか。結局人数が少ないから未処理件数が多くなってしまうんじゃないやありませんか。その点どうですか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。十名以内の先生方はそれぞれの分野、内科とか神経内科あるいは眼科、耳鼻科というような各科の先生方にもお入りいただきまして審査会が構成されるわけでございますが、熊本県におきましては大体月に一回、二日間にわたりまして審査を行っております。二日間には一回当たり大体七十名から八十名ぐらいの審査が行われている状況でございますので、まあそういう面での審査に支障を来すという状態には至っていないというぐあいに理解いたしております。

○飯田忠雄君 十名はそれぞれ同じ専門でないとおっしゃいましたが、別々の専門の人が十名以内ですね。それが例えば熊本県だけでも申請が一万余九十五人もおられるわけですね。この人を一日七十名おやりになるにしても随分これは時間がかかる。しかも、一日に七十名の人を審査するというようなそういうことでは審査手続が余りにも粗雑ではないかと思われませんか。いかがですか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。県におきましては月間百五十人検診をやりまし

て、百三十人審査を行うという計画を立てまして、そのような形で委員構成等を行っているわけでございます。先ほど申し上げました七十名は最近の数字でございますが、そういう面では、現在の委員の方で申しまして、月に検診が順調に推移いたしますれば月間百三十人ぐらいの方々に推移いたしますというぐあいに考えております。そんなことで、一時そういう形で推移しておったわけでございますが、いろんな状況等によりまして現在はその検診なり審査が低下しております状況でございます。

○飯田忠雄君 月間百七十名とおっしゃいましたね。これ全部で一万九百九十五人申請しているんですよ。一月に百七十名ぐらいの人を審査しておつたんではこれは未処理件数がふえるのは当然でございます。一月に百七十名ぐらいの人を審査しておつたんではこれは未処理件数がふえるのは当然でございます。一月に百七十名ぐらいの人を審査しておつたんではこれは未処理件数がふえるのは当然でございます。一月に百七十名ぐらいの人を審査しておつたんではこれは未処理件数がふえるのは当然でございます。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。審査につきましては月間百三十人審査をやるという形で体制を組んで行っているわけでございますが、先生お話しございましたように、非常に多数の方がお待ちになっている状況にもございますので、当面百五十人検診をやりまして百三十人の審査をするというご要望をまず受けたい。いずれたくさんの方々が検診を受けられるようになりまして、審査の方に回ってくるという段階になりまして、審査の方におきましては、さらに、検診体制なりあるいは審査体制については、先生のおっしゃるような数が少ないために遅延しておるといふようなことがもし仮にあるとすれば、そこら辺の手当ても考えなければならぬと思っております。

が、現在の段階におきましては百五十人検診、百三十人審査体制というものをつくってはあるんでございますけれども、審査というよりもむしろ検診の方がうまく機能していないというようなことございまして、なかなか申請者の方々の滞留が続いております状況でございます。

○飯田忠雄君 私今おたからいたいただいた表を見てやっております。人数は間違っていないつもりなんです。要は、法律でどうしてこんなに少ない委員の数を決めたのかということが一つ問題なんです。検診の方がなかなかかどらぬ、こうおっしゃっているんですが、検診がはかどらぬのはやはり検診をするお医者さんの数が少ないからじゃありませんか。どのぐらいの人数で、どのぐらいのお医者さんで検診をなさっておられるのか。どうですか、各県別に言います。

○政府委員(長谷川慧重君) 熊本県の例で申し上げますと、熊本県の検診センターにおきましては、五十三年に常駐医を確保いたしまして、その後常駐医を二名にふやしまして検診をやっております。後常駐医を二名にふやしまして検診をやっております。後常駐医を二名にふやしまして検診をやっております。後常駐医を二名にふやしまして検診をやっております。

○飯田忠雄君 これは直接確めたわけではないから確実でないかもしれませんが、ある人の話によりますと、検診を非常に嫌う人がおられるそうですね。嫌う人の話によりますと、嫌うのは結局検診のやり方が不親切で、丁寧じゃないので、棄却されるおそれが多分にあるというわけなんです。だから、棄却されてしまったんでは元も子もないのでできるだけ検診を避けたらと思う人もおられるようでございます。

○政府委員(長谷川慧重君) 水俣病の認定申請者の検診の実施に当たりましては、先生お話しのように、申請者と検診をする医師との間に信頼関係とございますか、不信感がないことがどうしても必要でございます。そういう面では非常に、検診といたしまして、特に先ほど申し上げました両足両手の知覚障害といえますものを測定するにつきましては、かなり御本人の考えを測定するにつきます。そういう面では特に申請者とお医者さんの間の信頼関係がなければならぬ問題でございます。また、申請者の方の病状といたしまして、体の状態によりましてはそれぞれ慎重な配慮をしながら、時間をかけてやるなり、少し休んでからやるというふうなことの配慮をしながらやる必要があるだろうというぐあいに思っております。

○飯田忠雄君 これは直接確めたわけではないから確実でないかもしれませんが、ある人の話によりますと、検診を非常に嫌う人がおられるそうですね。嫌う人の話によりますと、嫌うのは結局検診のやり方が不親切で、丁寧じゃないので、棄却されるおそれが多分にあるというわけなんです。だから、棄却されてしまったんでは元も子もないのでできるだけ検診を避けたらと思う人もおられるようでございます。

考えております。

○飯田忠雄君 私が環境庁の方からいただきまし  
た資料によりますと、昭和五十九年二月末現在、  
熊本県の要処理件数は九千九百四十五件、そのう  
ち認定が千六百十二件、棄却が三千三百六十七  
件、保留が千四百三十三件、未審査が三千五百六十三  
件、こうなっております。これは認定された者の  
数をパーセントで求めますと、一六％強なんです  
よ。余りにも認定の数が少ないのではないかと。要  
処理件数の一六％強です。こういうわずかな者  
しか認定にならない理由はどこにあるでしょう  
か。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げま  
す。

申請者が水俣病であるかどうかを判断するに当  
たりましては、個々の申請者の方々の病状とい  
ますか、症状につきまして検診を行った上で、水  
俣病にかかります医学に關し高度の学識と豊富  
な経験を有する専門家から成ります認定審査会に  
おいて慎重に判断して行われているところでござ  
います。多数の方々が申請をされました検診を受  
けられ、先ほども申し上げました認定審査会にお  
いて判断をされて、その結果におきまして御指摘  
のような割合といえますか、率になっておるとこ  
ろでございまして、その数字で高いとか低いとい  
うことにつきましては、適当でないといえますか、  
必ずしも言えない。個々の方々の判断事例を積み  
上げてまいりますと結果的にそうなりますという  
ことで御理解いただきたいと思っております。

○飯田忠雄君 この検診を受けて認定を受けませ  
んとチソの方から賠償を受けることでございま  
せんか。そうじゃありませんか。

○政府委員(長谷川慧重君) この審査会において  
患者さんと認定されました後におきましては、患  
者さんとチソとの間に結ばれた契約に基き  
まして賠償等が行われていくという仕組みになっ  
ております。

○飯田忠雄君 今までの裁判を見ますと、余りた  
くさんの人やっていませんが、裁判を起した人

だけが補償されている、おとなしくして裁判を起  
さない人は補償も受けないで苦しんでいるとい  
う状況のように推察されますがね。殊に、認定が  
たった一六％強ぐらいいし認定されていかない  
ということになりますと、これは救済が十分とい  
えないのではないかとと思われるわけですよ。

判決文を見ますと、お見舞い金をやつてあるか  
らいいといったような思想があつたということが  
書いてあります。しかし裁判所はお見舞い金では  
だめだと言つておりますよ。確実な賠償を早くし  
てあげなければならぬのは、これは発病してか  
らもう随分になるでしょう。これはもう二十年ぐ  
らいになるんじゃないか。その間苦しんで  
ままだで放置されておるといふ人が多いわけなん  
ですが、こういう未審査の人は、国の怠慢によつて  
未審査の状況が生じたんですから、それに対する  
損害賠償を請求できるという論理になると思いま  
すがね。ただ、この損害賠償請求ができるという  
ても、弁護士を雇つてやると金がかかるのでやめ  
ておこうという人もおるでしょう。貧乏人は裁判  
ということに非常に弱いのですよ。そういう事情  
にあるのに、それをもう見て見ぬふりをして放置  
されておる国の責任といふものは大きいんじゃない  
やせんか。どうですか。

○政府委員(長谷川慧重君) 多数の方々が申請を  
しておられました、その認定業務がなかなか機能  
していないということにつきましては、私どもも  
鋭意努力いたしまして、申請者の方々の理解を得  
ながら、できるだけ早く検診を受け審査を進めて  
まいりたいというぐあいと思つておるところでござ  
います。

このような中におきまして、申請をされました  
から処分に至るまでの期間が非常に長くなる方も  
おられるわけでございます。先生おっしゃる未  
審査の方、あるいは保留の方もいらつしやるわけ  
でございますが、そのような方々につきまして  
は、早く所要の検診を受け審査の結果を決める必  
要があるということ十分わかつておるわけござ  
います、その間におきまして時間がかかると

いろいろな要素がありますので、その間そういう  
ような方々が治療、医療上に不安が起つては  
いけないというような配慮もございまして、そうい  
う方々に対しては、治療研究助成というよう  
な形で、医療費にかかります自己負担分について  
は補助をするというような仕組みで、医療面に関  
してはできるだけ御心配がないような形で対応い  
たしておるところでございます。

とにかく私どももいたしましては、先生お話し  
ございましたように、申請から処分までの期間がで  
きるだけ早く進められるよう所要の措置が講じら  
れるよう、検診、審査といふものにつきま  
してさらに努力して進めてまいりたいというぐあ  
いに考えておるところでございます。

○飯田忠雄君 まあおっしゃることもわかりま  
す、今未審査の人に対して治療代だけは出して  
いると、こういうお話でした。治療代を出す金は  
一体だれが出すんでしょう。未審査でありまだ認  
定されていない人に対してチソは払うでしょう  
か。それとも国の方で払うんでしょうか。どうい  
うことになっておるんでしょう。

○政府委員(長谷川慧重君) 先ほど申し上げまし  
た治療研究費の助成でございまして、申請をされ  
ましてから処分までの非常に長期にわたる場合に  
おきましては、申請されてから一年経過した方、  
まあ症状によつては半年の方もいらつしやいま  
すが、そういう方々に対しては、病状の把握と  
いうような意味もございまして、医療費にかかり  
ます自己負担分を国と県折半で補助をしておると  
いいますか、研究事業を進めておるといふこと  
でございます。

○飯田忠雄君 医療費について、未審査の人に対  
して医療費を払うことを国と県でおやりになる、  
これは福祉行政なんでしょうか。それとも水俣病  
というものに対する責任としての措置なんでしょ  
うか。いかがでしょう。

○政府委員(長谷川慧重君) 申請者の方々が申請  
をされましたから処分までに非常に長期にわた  
る場合もありますことから、その間におきます病状

の変化を把握するというような意味で、治療研究  
という形で実施いたしておるところでございます。

○飯田忠雄君 そうしますとこれは福祉ですね。  
病気がどうかわからぬ者に金を出すんですから、  
まあ老人福祉のようなものですね、病人福祉で  
すか、そういう見解のように受け取れますがね。ま  
あそれはそれでいいですが、そこで次の問題に  
入ります。

先ほども同僚議員から御質問がございました不  
作為違法確認訴訟があつた。その不作為違法確認  
訴訟、これは昭和五十一年十二月十五日の熊本地  
裁で、国が検診を怠つておるのでそのために違法  
状態が生じておる、元来早く検診をして決着を  
つけなければいぬものをやつていないということ  
自体が違法なんだと、こういうことで判決が下り  
まして、その場合は控訴ならなかつたんです  
ね。ところが、その水俣病認定不作為違法確認  
訴訟、つまり認定をおくられておるのは違法だとい  
う判決が出た、それでそれを根拠にして損害賠償  
をおやりになつたでしょう。今度損害賠償請求事  
件の判決が五十八年の七月二十日があつた。とこ  
ろがこれについては控訴をなさいましたが、これ  
は先ほどから同僚議員からの御質問もあつてお  
えになつたので、それでいいとおっしゃればそれ  
までですが、どうも私ははつきりわからないん  
ですよ、おっしゃつた理由が。

違法確認訴訟、つまり不作為は違法だと、こう  
裁判所が言うてそれが決つた。既判力があるん  
です。既判力というもののは裁判の効力、もう打ち  
消せないものがある。だからそれを根拠として損  
害賠償をしろと、こうやつたところが、それに対  
して国は承知しない、それはだめだというわけ  
で、控訴なさつた。どうもこれは筋がはつきりい  
たしませんがね。先ほど同僚議員に対する御答弁  
だけではどうも私ははつきりわからないんで  
す、その理由はこういうところにあるんでしょ  
うか。そういう控訴した理由ですね、何かあるで  
しょう、特別の理由が。特別の理由がなければ控訴

をなさるはずがないわけですね。いかがですか。これは法務省さんの方ですか。

○説明員(大藤敏君) 御説明申し上げます。

ただいまの御質問の損害賠償請求訴訟の判決に對しまして控訴をいたしましたのは、諸般の事情を総合的に判断した上で決定したところでございますが、特に法律問題に關しましては次のようなところが問題であるというふうに考えた次第でございます。

その第一点は、行政事件訴訟法に言いますところの違法と、それから国家賠償法上の違法とは、原判決は同じものと解釈しているわけでございますが、本件の国家賠償請求は、その違法性の判断に關する限りは不作為の違法確認判決の既判力に拘束されるというふうにしてあるわけでございます。それが第一点でございます。

第二点は、不作為の違法確認の判決を経ている他の国家賠償請求訴訟の原告が十一名いるわけでございますが、この人たちに對する關係においても、不作為の違法確認判決の既判力及びその余の十三人の原告らに對する關係との均衡上、知事の不作為を違法であると認めるのが相当であるという判断をした点でございます。

次に第三点は、熊本県知事は国の機関として水俣病に關する認定業務を行っているにもかかわらず、国家賠償法三条によつて不作為の違法確認判決の既判力が熊本県にも及ぶ、そういう判断をした点でございます。

それからさらに、既判力が基準時以降の不作為状態にも及ぶんだ、そういう判断をしたところでございます。

そういう点に納得しがたい点があるというところでございますので、環境庁とも協議をいたしまして、さらに上級審の判断を仰ぐというふうにしたわけでございます。

○飯田忠雄君 どうもその理屈がはつきりわからぬのですが、具体的事実、そういう理屈が出てきた事実は何だったのでしょうか。何かあったんでしょう。いろいろ事実があるので、それでそういう

理屈が出てきたんじゃないか。その背景となる事実をひとつ答弁ください。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

先生御案内のとおり、五十一年の不作為判決が確定されました以降、国、県一体となりまして認定業務促進のためにいろんな面で努力をやってまいっているわけでございます。そういう努力をいろいろやっております。そういう努力を認められないといひますか、評価されていないということ、このような判決が示されたわけでございます。こういう点につきましては私どももいたしましても非常に残念に思っているところでございます。

○飯田忠雄君 理論的な問題をやっておつてもしよが、ありませんので次に進みますが、これは損害賠償請求訴訟を起した人はそれで救われることとあります。ところが多くの人がその損害賠償請求訴訟をしていないのです。それはいろいろ理由があつていないかと思ひますが、現在の日本の裁判制度ではとても金がかかるので不安に思つていないかというのがこれは一般の民衆の心理状況だと私は思ひます。

そこで、この水俣病のように同じ病状の人がチツツの行為によつて発生した場合には、どなたかが代表で訴訟を起された。そしてそれに下つたところの判決というものを参照しまして、それ以外の実際の水俣病にかかつている人に対する損害賠償を実施するという考え方が今後実行しようという御意思はあるかとお伺ひします。つまり、集団訴訟の法理で損害賠償を解決しようという考え方はいかがでございますか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。国と県におきましては認定業務の促進が最重要であるというぐあいに考えておられて、最大限の努力を重ねてきておられるという状況にあるわけでございます。そういう面でも、県におきましては国家賠償法上の責任はないということと争つてい

ることでございますので、そういう考え方で、県がおられることで御理解いただきたいと思つております。

○飯田忠雄君 時間が迫つてきましたので、それは別の問題を御質問申し上げます。

水俣病、それと八代海方面の汚染状況の調査を今まで何回、いつ幾日にどのような調査をしていって今現在の状況はどうなつておるか、この問題です。安全であるか安全でないか、安全宣言をなされたか安全でないのか、こういうことについて科学的な根拠を示して御説明願ひます。

○政府委員(佐竹五六君) 御指摘の八代海におきましては約二カ月に一回熊本県が水質測定を行つておるところでございますが、五十八年度までの三十年間、総水銀、それからアルキル水銀、いづれも水質環境基準を達成しているところでございます。と申しますのは、具体的に申し上げますと、総水銀についての水質環境基準値〇・〇〇〇五ミリグラム・パー・リットル以下であった、それからアルキル水銀については検出されなかつた、かようなことでございます。

それから、さらにまた底質についてでございますが、この底質の総水銀につきましては、昭和四十八年度以降これまでに環境庁と熊本県がそれぞれ調査を行つておられるわけでございますが、その底質の総水銀の含有量は〇・〇三ミリグラム・パー・キログラムから〇・二四ミリグラム・パー・キログラムまでございまして、底質の暫定除去基準は二十五ミリグラム・パー・リットルでございますので、その除去しなければならぬ含有量に比べれば千分の一ないし百分の一という程度の低濃度でございまして、危険性は全くないわけでございます。したがつて、八代海につきましてはその水質、底質ともに全く危険はないわけでございます。八代海におきます漁獲物については漁獲規制等も行われていないわけでございます。

このような事態にございまして、私どもも特

に安全宣言というようなことはやっていないわけでございます。このような状態でございます。

○飯田忠雄君 まだ時間が少しありますのでお尋ねしますが、この水俣病認定申請処理状況の表を

実は環境庁の方からいただきました際にお尋ねをいたしました。が、処理済み件数のところで認定、棄却、計とありますが、認定よりも棄却が多い。それから保留と未審査のところでも未審査が非常に多い。こういうのはどうしてこういうことになるのだからかという私懸念を持ちましてお尋ねしたところが、一たん棄却された人がまた申請をなされることが多いと、こういうお話だったんです。棄却された人が申請するということです。それは現在法律で禁止してないのでそういうことが起こつてくるのでいつまでたつても数が減らないんだと、こういうお話でございましたが、そういう事実はございませうか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。

申請をされまして審査会に諮りまして、その申請者の方が水俣病にかかつておられるかかかつていないかの判断をされまして、かかつていないという場合には棄却をされるわけでございますが、それは申請されました方のその時点におきます症状等を審査をいたしまして判断されるわけでございます。それから、その方が時間がたちまして新しい症状が出てまいりました場合におきましては、さらに、疾病にかかつておられるものといひますか、そういう疑いを持たれて再申請される方もおられるわけでございます。先生のおっしゃつておられる意味ではそのとおりでございます。

○飯田忠雄君 この水俣病の認定業務の促進に關する臨時措置法という法律の第六条には異議申し立ての規定がございませう。異議申し立てをするんならば法に基づくものですか。いいと思ひますが、棄却されてしまった人がもう一回その申請をするということについて、そういう手続を規定した法律がどうも見つからぬのです。施行令を見ましても書いていないし、それから水俣病の認定

業務の促進に関する臨時措置法施行規則、こういうのにも書いていないし、それからその下の総理府令を見ても明確でないで、それね、このところが、これをもっと明確に、つまり、棄却されてもこうこういう理由があれば再び審査請求ができるよと、こういうこと条件をつけた何らかの政令なり省令なりをおつくりになる必要があるんじゃないでしょうか。法律に基づかないでいろいろなことをおやりになるというのはどうもおかしいのじゃないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。公害健康被害補償法の第四条第二項に「疾病にかかっている」と認められる者の申請に基づき、というぐあいに規定がございます。この「疾病にかかっている」と認められる者の申請に基づき、ということによりまして、一たん棄却された後におきまして、その後の病状の変化や新たな症状の発生等によりましてそういう水俣病ではないかという疑問を持たれた場合には再申請ができるというぐあいに、これを救済という観点から理解をいたしまして、これに基づきまして再申請という行為が行われ、それを受理して検診、審査を行っているということでございます。

○委員長(稲山篤君) 飯田君、時間です。

○飯田忠雄君 もう一つで、時間ですからやめますが、そうしますと、再審査請求をやったんですね、再審査請求をやるといふ人はもとも病気がつたんでしょう。病気がつたから再審査請求をしておるわけですが、そういう人を前に棄却してしまつたというところは、やはり認定審査がずさんだという証拠になりませんか。つまり、結局は検診をする人が数が足らぬとか、あるいはもう面倒くさいから簡単にやつてしまおうとか、そういう事実があるのではないか。だから患者から見ると信頼が置けないという事実があるのではないかと、この点について、その点はいかがでしょうか。これひとつ……

○飯田忠雄君 簡単にひとつ言うて下さい。それから、最後に大臣の所信をお尋ねします。大臣の御決意を、それから提案の方が、いろいろお出しになった、今まで聞いておられてちよつとおかしくないかということがないかどうか御見解を求めます。

○政府委員(長谷川慧重君) 先生のおっしゃっておられるような心配といいますが、そういうことではないというぐあいに聞いておりますし、そういうことのないように私もこれからは努めてまいりたいというように思っております。

○国務大臣(上田稔君) 飯田先生からいろいろと御質問がございました。水俣病というのは公害の原点であつて、環境庁がつくられた最も大きなものになつたものであるというように私も理解をいたしておるのでございます。したがって、国といたしましてはこの問題の解決のためにいろいろ対策を立てさせていただいておるのでございます。しかしながら、このもとになりましたチツソ工場からの無機水銀が出されておつたのでございます。もともと、戦前と戦後しばらくの間というのは、無機水銀というのは人体に影響がないと実は皆考えておつたのでございます。戦前におきましては肥料の中に水銀を使ひまして、そしてそれをまいておつたこともありまして、その当時におきましてはこういうような被害が出ておらなかったものでございまして、あるいは知らなかつたのかもわかりませんが、そういうことで、そういうものは害がないというふうな考えでおつた。ところがだんだんそれがそうではなくて、有機水銀に変わり得るんだと。そしてまた、それが魚の体内に蓄積されるというやうなことが起こつてこういう大きな被害が発生したということがわかつてきた。こういうことからこういう水俣問題というのが発生をいたしましたのでございます。

これを考えますと、環境庁というのはそういうことを防止しなくちゃいけないということでございますので、今後発生し得るかもしれないという

公害に対して細心の注意を払つていろいろと対策を立てていかなければならない。その一つのあるらわが、五十七年に地下水の調査をやらしていただいた。そうしたら、まだ人体には及んでおりませんが、これはあるいは公害になり得るやうなものが発見された。早速それに対して手を打つていっておる。あるいはまた、いろんな廃棄物を燃やしていきますと、一般のごみの中に水銀乾電池が入つておる、これが燃えるというやうなことによつてもまたいろいろ害が出てくる。また、灰の中にもダイオキシンなんかもある。少量ですけれども、今のところは害がないけれども、将来どうなるかわからぬというやうなことを発見してきた。

こういうことで、そういうことに対する対策をこれから立てていくということになるのでございます。以前では、そういうことで、わからなかつたからということ、それではそれが国の責任ではないかということになると、道義的にはそれはそういうことになると、道義的にはそういうこと、人知がそこまで及ばなかつたということではなからうかと思つておられます。しかし、それによつて被害を受けておられる方々に対しては、これはもう最善を尽くしてひつと救済の道、また、おかりになつておるお苦しみを軽減するやうな対策を立てていくということに全力を挙げていくということでございます。これからは環境庁はその任務に邁進していく覚悟でございます。

○衆議院議員(福島謙二君) 今先生が国の責任というものを中心として御質問を展開をされました。私も、地元出身の代議士の一人として、水俣の問題はこの十年來深い関心を持って見守つてきておられます。そして、この基本が、申請者の皆さんあるいは患者の皆さん方と国あるいは県との間の相互不信というものが非常に大きないろいろな意味での問題の種になつておるといふことを痛感いたしました。そのことは大変残念でならないわけでございます。もちろん、県あるいは国の方

におきましても、いろんな点で改善を図つていかなければならないこともまだまだ残されてはおりますが、しかし、申請をしていらつしやる皆様方にも、やはり国、県それぞれかなりのやはり努力はしておるんだということについてのまた御理解もひとつお願いを申し上げたいということを感じた次第でございます。

今先生の御指摘の、例えば棄却された者が再申請をする、それは検診、審査がそもそもずさんではなかつたかというやうな御指摘もあるわけでございます。もちろん、再審査された結果改めて認定をされるということも、これもないわけではございませんし、まあしかし、それも当初の審査がずさんであつたということか、あるいはまた病状がその後明確化してきたということであるか、そういうこともあろうと思つておる。また大変複雑な病状でございますので、かつて沖中先生が退官されたときに、あれだけの名医の方でも、自分の誤診率が相当なものであつたということをおつしやられたことを思い出すわけでありまして、そういう全体の背景の中にこの問題は理解をいたさなければならぬ点がたくさんあるんじゃないかなと思つておられます。

御質問の中にも、認定率というものがだんだん下がつてきて、これが意図的に患者の皆さん方を切り捨てしようとしておるものではないかというやうなことが何遍かこの席上でも御指摘がございました。しかし、私は、やはり非常に重症の患者の皆さんがまず申請をされておつた認定をされていったというところは、むしろ当然のものは自然の趨勢であつたわけでございます。私はそういう意味では認定率が低下をしていくということにはむしろ自然の趨勢である、そういうことではないか。そしてまた、同じ認定率が下がつてきたその中を見ましても、かつては明確に積極的にかつた水俣病であるという認定をされる内容が大変多かつたわけでありまして、最近ではむしろ明確に水俣病ではないと言ふことができないという、いわば消極的な形での認定がかなり多くなつてきた、

全体の流れがそういう背景の中にあるということをはっきりと御理解をいただきたいと思うわけでございます。

そういうことになってまいりますと、検診拒否の問題等につきまして、つい先般衆議院の環境委員会におきまして、四月十三日であったかと思いますが、藤田委員からいみじくも御指摘がございました。検診を受けて棄却となるよりは、むしろペンディングの状態のままにあって治療研究費というものを受けた方が得だという判断がございまして、しかしその前提として、先ほど申し上げましたように、私は、やはり認定率がだんだん下がっていくということはむしろ自然の趨勢だということを御考慮をいただいて、決して国、県が患者の切り捨てるというものをやっておるんじゃないんだという御理解のもとに、患者の申請をしていただくと同時に、県の審査会ももちろんでございますが、今後新たにつくろうとしておる、継続をしようとしたしております国の認定審査会も少し虚懐に御利用をいただきまして、そして認定審査の業務がどうか円滑にこれから進んでいくように私ども提案者として期待をしてこの法律を提案した次第でございます。

○近藤忠孝君 最初に上田長官に基本的な問題についてお伺いしたいと思います。

この水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法が審議されましたのは五十三年の十月ごろであります。そのころの環境庁の山田長官は、公害健康被害補償法の目的は何か、認定はどうかあるべきか、そういう質問に対して二つ答えております。一つは、少なくとも水俣病に該当する方は一人も漏れなく救済されるということが本法の目的でなければならない。患者の切り捨てであったりチツソから補償金を受ける資格の認定であったりならぬ。第二点として、認定業務は異段階で行うのが原則である、今回の措置は臨時特例のものである、こう答弁されておりますけれども、この

基本的な考えには変わりはありませんか。

○国務大臣(上田稔君) 水俣病におかかりになっております方、この方を救済をするということにつきましては、これは方針は変わっておりません。きょうお出しをいただいておりますこの法律、これは臨時に国が旧法による患者の方に対してやらしていただく、それが終わりましたら県の方にお願いをして県でやっていたらどうか、こういうことでございます。

○近藤忠孝君 救済するのは当たり前で、当時の山田長官は、一人も漏れなく救済されるということが本法の目的だと、そういう点ではどうでしょうか。というのは、先ほど発言の中で、これはまた後で申し上げますけれども、認定率の低下は趨勢であるという考えは、私はこの漏れなく救済するということは大分かけ離れた考えだと思っております。

なぜかと申しますと、福島先生も言われたように、かつての典型的な水俣病、私も第一次訴訟のころの患者さんを見つと見えますけれども、これは本当に深刻なものですね。ただ残念なことは、そういう患者さんの認定や治療から始まったために大変高い水準で水俣病像が固まっちゃったんですよ。その後、水銀の影響を身体に受けながら、そういう高い水準の認定基準があるものだから、ほとんど切り捨てられていく。それが先ほどは趨勢と言われたんですが、しかし、環境庁の立場からいいますと、少なくとも水銀によって身体上に影響がある、それはいろんな病名で出ると思うんですよ、そういう者が漏れなく救済していくというのが私は環境庁の立場。そしてその場合には、山田長官も当時言っておりましたけれども、補償を受けるかどうかというのとはこれはまた別の問題ですよ。しかし、そこまでのかなり強い因果関係が認められなくなると、その前の段階で救済すべきものはたくさんあると思うんです。

私は漏れなく救済というのはそういう趣旨じゃないかと、こう思うんですが、その点どうですか。

○国務大臣(上田稔君) 認定をされた方、これは

もう漏れなく救済をするという考え方で進んでおります。また、水俣が今後起こらないようにというところで今いろいろ水俣病に対しまして対策、施設、工事といいますが、そういうものをやらしていただいておりますが、これも一つのやはり今後起こさないような救済措置と申しますか、そういうものの一つであると解釈いたしております。

○近藤忠孝君 認定された方は漏れなく救済するというのは当たり前で、認定された方、問題が救済しなかつたらとんでもない話なんです。問題は、水俣病の、要するに水銀による身体障害のある人は一人も漏れなく救済という場合には、認定するという点、そして救済する、そうじゃないでしょうか。

○国務大臣(上田稔君) 私どもこれは審査会にお願いをいたしまして、これはやはり専門家の方が認定をさせていただくということをお願いをしておるわけでございまして、私ども素人の考え方での考えをいれまして誤るといことになるのでお願いをしております。

○近藤忠孝君 当時の山田長官の言われた趣旨と大分後退しているかと判断せざるを得ません。それは率直に言っておろす。

それで、その問題ばかりやっていると、昭和三十二年のこの法案の審議の際に我が党は、これは認定制度に名をかりた患者切り捨て促進策であるという立場から反対いたしました。その理由としては三点あります。第一点は、従来環境庁が認定業務は住民と身近な立場にある地方公共団体の長が行うものとしてきた基本方針を覆して、そしてこれを国の認定というものとしてきたという点が第一点。それから第二に、前の事務次官通知から大幅に後退した事務次官通知と一体のものとして出されたものであって、これは認定促進に名をかりた患者切り捨てになるということも明らかだということ、私どもは指摘をいたしました。第三に、行政不服審査の道が閉ざされている。私はその三ついずれも当時私たちが指摘をしたとおりに進んでい

ると見ざるを得ません。現にこの法案が通つた以後ぐつと棄却率が高まっているということは、その何よりの証拠だと思っております。何も国の方だけではなくて全体としてですね。

それで、ひとつ法律自身の中身に則してお聞きしますが、不服申し立て制度の欠陥の問題です。要するに、臨時審査会が出した結論に対しては異議申し立てだけで不服申し立てができないわけでありまして、これにつきましては当時その点の不備が指摘されまして、我が党は加わりませんでしたけれども、修正案が出されまして、その修正案の中では、これもさつき指摘がありましたけれども、「公害健康被害補償不服審査会の委員及び当該異議申し立てに係る患者の主治の医師の鑑定を求め、これを尊重するよう努めなければならない。」旨の規定がつけ加えられて修正されたわけであります。ただ、私たちはそのとき、異議申し立てだけだということはやっぱり変わらない、単なる努力規定であって、しかも全体的には厳しく制限された認定基準と一体のものであるということで、この修正にも反対をしたわけであります。

結論的には、不服申し立ての場合には一段上の機関がもう一度見直すわけですね。ところが異議申し立てというものは、その棄却をした審査会に異議を求めただけで、基本的には自分には不利な決定をした者に対する異議の申し立てだけですから、大体結論は最初からわかっているんじゃないかということでありまして、そして、実際にその後棄却されて異議申し立てした人、この異議申し立ては一回も通っていないでしょう。どうですか。

○政府委員(長谷川慧重君) 異議申し立てのありました件につきましては、この法律にございまして、公害健康被害補償不服審査会の意見あるいは主治医の意見といえますものをとりまして、十分慎重審議をした結果、その異議申し立てについては却下いたしております。これは環境庁からもらった資料によりますと、審査案件七十二件中認定二十件、棄



却五十二件中八件が異議の申し立てをしましたが、今言われたとおりゼロと。やはり、けつた相手にやられたこれはだめなんだというところは最初からわかっているんですね。それとも私が指摘したとおりであります。

それからもう一つの問題は、要するに認定業務は患者に近いところでやらなきゃいかぬと、こういう問題なんです。やはり実際に患者を診ているか、患者としばしば接触できるかということが大事だと思わんですが、国でやった場合には全く書面審査だけになっていきますね。そういう点で患者とかけ離れているということがまず一つの問題。だからその点が救済の道を余計ふさぐんだということをお私たちは言ってきました。これに対する答弁は要りません。

もう一つは、むだな面があるんじゃないかという事で、これも調べてもらっていますけれど、県でやった場合の審査会の費用と、それから国でやった場合の審査会の費用、一人当たりどの程度違いますか。――計算してないようですが、私たちの方はもちろん資料で計算してみたいです。そうしますと、五十六年度、国の場合には患者一人当たり七千七百四十四円、五十七年度も七千四百九十七円、五十八年度が七千五百三十四円。県の場合は、五十六年度で四万四千三百五十五円、五十七年度で四万七千五百五十五円。大分割り安になっておるんです。大体そんなものですよ。その点どうですか。

○政府委員(長谷川懸重君) この臨時措置法に基づきます審査に当たります費用につきましては、私どもはつきりわかります。この審査会を開きますときの委員等旅費、謝金のためにつきましてもある程度把握できるわけでございますが、それ以外の庁費だとかあるいは検診に必要とする費用等についてはわからない点もあるわけでございますけれども、わかります範囲におきましては、先生御指摘のとおり、それを単純に一人当たりで割り出しますとそのくらいの経費がかかる。県の数字については詳細把握いたしてお

りませんけれども、そのような数字になるのではなからうかなと思っております。

○近藤忠孝君 私がここで申し上げたいのは、余計に費用がかかり、しかも患者から離れて、実態に即した審査ができないとなれば、もともと、言っているとおりに、国がこれを取り上げないでどうか、あなたの方に設けるよりもむしろ現場の、県の段階の審査機能を充実した方がいいんじゃないかということをお願いしたいんです。これを延長するよりは県の方をもっと充実する。その場合、充実の方法としては、これも先ほど来お医者さんの数の問題とかいろいろありますけれども、基本的には私は、検診のやり方の問題とか、それからもっと大きく言えば基準の問題ですよ、新次官通達の問題。

ただ、これやっているとそれだけで時間がたつちやうのときは論じませんけれども、それは後に譲りたいと思うんですが、そういうもつともつと抜本的な対応策と同時に、国がこんな遠いところへ引き取って余計に金をかけるよりは、むしろ現場へ返すというの方が大事じゃないのか。その点をお考えを聞きたいと思っております。

○衆議院議員(福島謙二君) 今近藤先生の御指摘の点、理論的には確かに御指摘の中に私も同感できる点が幾つかございます。ただ、今の御質問の点で、金銭的に県の方が割り安だという問題については、確かに結果的にそうだと思いますが、これは一つは、国の認定審査会においでいただく申請者の方が、利用していただく数が少ないという結果でございます。できるだけ国の認定審査会を利用するようにお願いをしたいというのが提案者の趣旨でございます。

もう一つ、確かに県の方を充実するとか、あるいは県にもう一つつくるとかいうことは論理的にも十分に考え得る措置でございますが、五年前にこの法律を提案した当時の背景をいたしまして、熊本県当局は、国は認定審査業務を機関委任事務として熊本県に押しつけて非常に厄介な仕事を県ばかりにやらしておる、大変けしからぬ、これは

機関委任事務だから、ひとつこれを国に返上してしまえというようなことが熊本県議会で大きな問題になりました。その県議会でこれが決議されるというふうな事態が発生いたしました。そういう意味で、この県議会有りましては、県当局の気持ちを和らげるというふうな必要性がございます。

そういう意味で、理屈の上では先ほどの異議申し立て等の問題について確かに問題は残ったところがございますが、そういう過去の歴史的な背景のもとに、じゃ国もひとつ応分にこの認定業務について協力をしよう、協力をさせようという趣旨のもとに議員立法を提案いたしました次第でございます。

○近藤忠孝君 今先生が言われた、国の場合の方が来る数が少ないから割り高になるのは当然だというのとは、逆でして、そういう点の一人当たりの単価は逆に国の方が安い、ほぼ同じなんです。問題は、全国から先生方に来てもらうからその旅費分だけ高いんです。だからそういう意味でこれはむだなんですよ。要するに、旅費までかけてそして遠くへ来て、ますます患者から離れるという点で、私はこれは基本的に県に戻し、そして、いろいろ問題はあれども、本当に患者の実態に即したものに改めていくということが大事だと思っております。

時間の関係で次へ進みますが、これらの問題とあわせて、認定制度が本当に危機的な状況にあると思っております。これは私、基本的な数字の問題は二月二十三日の修正予算の予算委員会で上田長官に質問しまして、環境庁からも数字をお答えいただきました。もう一度議論の前提としてその数字を申し上げたいと思っております。

まず未処分が、先ほど来問題になっておるとおり五千名以上ですね。それから申請して十年たつても認定されない者三百名、五年以上たつて認定されない者二千六百名、それから解剖は二百六十四名やりましたが、そのうちの約半分の百四十四名が認定されておる。五五%ですね。まずそういう

数字があります。

それからもう一つは、再申請中に死亡、そして解剖、認定、これにつきましては環境庁の方では五十八年中の最近の事例だけを報告されて、そういう人は二名いるというんですが、それはあくまで五十八年中の問題であつて、これは私の調査では十五件あるんですね。

これは本当に深刻な問題でして、要するに大変申請業務が時間がかかる、そして棄却が多い。棄却をされた者は先ほど言ったような事情で再申請しますね。これは私は、先ほどの答弁の中で、その後の病状の変化で再申請したものという長谷川部長の考えは事実誤認も甚しいと思うんです。変わってなくたってすぐ申請するんですよ。

というのは、棄却が間違いだという確信があるからです。大変高い水準の認定基準によって棄却された、自分は水俣病の水銀の影響が体にあると確信し、自分を証明するお医者さんもある、それをけつたからけしからぬという一つは抗議の意味で再申請し、もう一つは、先ほど御指摘もあつたように、やはり棄却されれば治療費はもたえなない。しかも、治療費ももたえないのはこれは大変、私考えれば逆なんだけれども、それこそ本当に深刻な最低生活にありますね。

だからそれがもう一度もらいたいということでやつていくんですが、それはなぜ検診拒否するのかわからないことにもつながるんですが、そうかというところも棄却が間違いだつたということが死んだ後解剖によつて初めてわかる、そういう数々がこれは環境庁が認めるだけでも昨年二件、もつと全体見れば十五件ある。本当にこれは深刻な事態だと思つたんですね。私は、そういう点について環境庁として反省があるのかどうか、既に裁判でもその点は認められておりますが、その点どうでしょうか。

○政府委員(長谷川懸重君) お答え申し上げます。審査会におきましては、申請される方が申請されました時点におきまして検診センターにおきま

して所要の検査を行うわけでございますが、その検査の所見を審査会におきまして慎重に審議をいたしまして、水俣病であるかないかということについての判断を行っているわけでございます。したがって、そのとき、申請者が検診を受けた時点におきます症状、まあ過去の既往歴等もあるわけでございますが、そういうものに基づきまして判断をされるわけでございますので、その時点においては、審査会においてその方は水俣病ではないという判断をされた上で棄却をされておるといふことになるわけでございます。その後時間の経過に伴いまして症状が発現してくる方もあり得る話でございますし、そういうことで再申請される方もあるだろうと思っております。

再申請をされてさらに再検診を受けられて、それをまた審査会で御審議をいただく手順でございますけれども、検診、審査体制が必ずしも機能していないというようなことから、再申請をされたままで亡くなる方もいらつしやるというところでございまして、五十八年中の数字で申し上げますと、一たん審査会で棄却をされた方が十名おられました、その方が再申請をされて、解剖所見と臨床所見を総合的に判断して審査会ではその中の二名を水俣病ということで認められたというところでございまして、そういう面では、この水俣病像といふのが時間の推移に伴いまして発現してくるということもあるわけでございまして、そういう面でも非常に難しいといふ思いますか、時間的経過に伴つてそういうことがあり得るといふことでございまして、御理解いただきたいというふうにお思っております。

○近藤忠孝君 この問題について指摘しますと、必ず、専門家の先生方が公正に判断する認定審査会で決めるんだということなんですが、ただ、これはもう経過的に見まして、前の次官通達のとくとそれから新次官通達では、環境庁は全然変わっていないと言っていますが、現場では完全に違つておりまして、前なら認定されたような資料でも今

は認定されないというのが現実起きておるんです。私はその点では、検診制度、それから認定審査会、機構全体をもう一度環境庁が本当に真剣になつて見直さないとこの問題解決しないと思つてます。これはまた次に議論したいと思つてます。さらに深刻な事実があるんです。今申し上げた、棄却され、死んで解剖してそしてやつて患者に認められるという例とか、あるいは申請中に死んでしまつて解剖で認めてもらえないという、その解剖自身が果たして維持できるかどうか、こういう問題があると思つてます。

そこで具体的に熊本の例に即しておいします。熊本で水俣病の解剖を担当している人は何人ですか。

○政府委員(長谷川慧重君) 主としておやりになつていらつしやる先生はお一人でございます。

○近藤忠孝君 それは衛藤先生とおつしやるんですが、解剖というのは単に体を切り開くだけじゃなくて、特に水俣病の場合には脳とそれから一般臓器、それをきちと取り出して標本をつくつて十分な検査を行うことが必要だと思つてます。そしてさらに、それに基づいて認定審査会に出す資料づくり、それに基づいて今度いろいろ書類を書く。それを出した場合にはもちろん認定審査会の専門家の検討対象ということにもなりますし、もし裁判になれば裁判の証拠として論争の対象になるというので、やはり相当努力と時間と神経を使うものじゃないでしょうか。実態はどうでしょう。

○政府委員(長谷川慧重君) 先生のおつしやること、病理所見、解剖されてから標本をつくり、それについての判断をされることにつきまして、それは相当な時間を要するものというぐあいに考えております。

○近藤忠孝君 大体普通の能力がある人の場合、一カ月に何検体ぐらいの解剖ができるんでしょうか。というのは、現にこの間もこれは予算委員会でも答弁ありましたよね。こつしになつてから十件。あれは二月の段階でしたから、一カ月五件。

一カ月五件というのを衛藤先生が一人で全部やつておられるわけですか。大体、聞きたいことは、一カ月に五件なんということが人間としてできることなのか。

○政府委員(長谷川慧重君) それを主としておやりになる先生が、その水俣病の疑いを持ったまま亡くなられた方の解剖にどの程度時間をかけられるかどうかということにかかわる問題だと思つておられます。また、熊本大学の病理学の先生にお願いしているところでございますので、その先生がそれ以外の研究等もあり得るわけでございまして、そういう面でも、先生お話しのように、現在は先生にお願いいたしますのは月間五体ということでお願ひしておるという状況でございます。

○近藤忠孝君 果たしてそれが人間の能力としてできるかどうか。学者というのはそういう解剖に時間を割いているだけが仕事じゃないんですからね。ほかの研究もたくさんあるわけですよ。できるかどうかお答えがないんですが、これは聞いてみると、そんなのもうできないと。要するに、五件はやればできるけれども、それだけかかつちやつて学者として何もできないと言います。しかも、今既にやつたもののその報告書づくりだけでもいつになるかわからないというふうな状況が現にあります。これは実際聞いてみますと。

そこで、時間が来ちゃつたのでこれは次回にまたやらざるを得ませんが、さらに聞きたい点は、この衛藤先生は留學するんです。四月いっぱいには今までの経過があるからやるといふんです。その後五月一日からは解剖する先生はいなくなつちやううんじやないか。となれば、今まで言つたとおり、棄却され、死んで解剖と、もう人間最後の、最低のひどい状況でやつと認定されるんだけれども、衛藤先生が外遊される。外遊される事実は御存じでしょう。外遊され、後になつちやうんじやないか、こういう心配があるんですが、環境庁はそれに対して、後は万々大丈夫だ、今後でも継続できるという、そういう自信がありますか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。熊本大学におきます解剖の問題でございますが、熊本大学におきましては今後とも引き続き従前の機能といたしますか、それは維持するというぐあいに聞いております。

○近藤忠孝君 維持すると聞いておるつたつて、実際にそんな心当たりありますか。こんな大変な仕事を大体だれが引き受けるかという問題が一つありますね。もつともつとたくさん出てきたら大変だと。同時に、よほどその道の専門家でなきゃできないという面もあるんです。できると言われていると言つても、本当に自信があるのかどうか。

もう時間がないので、それが一つと、そして、その後の後任がなかなか見つからないんではないかと。だつてあり得るんです。そんな場合の責任は一体どうするのか。これが二点ですね。

そして私はもう一つお聞きしたいのは、どんな事態になつても、これはもう患者にとつてはぎりぎりの、ぎりぎり以下の問題ですからね。生前の認定とは全然次元の違う、そういう問題すら救済方法がなくなるとなれば、まさに地獄ですよ。本当に環境庁はこの問題を責任を持ってやつていくのか。

この三件お聞きして、私の質問を終わりたいと思つてます。

○政府委員(長谷川慧重君) 病理解剖につきましては、先生おつしやるように、解剖後の所見を審査会におきます判断の要件として使わせていただいているところでございますが、御指摘のような熊本大学におきます病理解剖の体制が今後とも維持されるように私ども県ともよく相談し、あるいは大学ともよく協議いたしました。そういう体制が確保されるというぐあいに思つておりますし、確保されるように万全の努力を図つてまいりたいというぐあいに考えております。

○中村鋭一君 きょうの午後から同僚議員の皆さん方が今回のこの臨時措置法について質問をされ

ておられます。いずれも、苦しんでいる患者さん方を一刻も早く救済をしなければいけない、こういう観点からの御質問であつたと私は理解をしております。

考えてみますと、先ほどから長官も何回もおっしゃっておいででございますけれど、昭和三十一年の五月に、もとの新日素から奇病の発生が報告されました。そのときに我々国民も、例えば何にも知らない猫が、純朴な漁民が、何百年來自分たちが食べ続けていた、海でとれた魚を食べて狂い死にをするという、本当に身の毛もよだつようなニュースに接して驚くと同時に、これは大変なことだと、こう考えました。当時私は放送局の報道部におりましたけれど、私も何回も現地に参りましてその実態を見て、本当にただもう恐ろしいという一語に尽きた取材経験をしたことがございませう。長官もおっしゃいましたように、だからこそ公害という言葉が普通名詞になり、昭和三十年以前は私は字引には公害という単語は記載されていなかったように理解しておりますし、それから以後環境庁がこうやって一つの行政体として設けられるに至つた。まさにおっしゃいますように公害の原点がこの水俣病であると思ひます。で、救済法、補償法、そして今回の臨時措置法と行政は対応をしてきたわけでございませうけれど、そこでもずお尋ねをいたします。

この水俣病に端を弄しましたいわゆる公害問題について、環境庁は的確にこれまで法律上対応をしてきたか。単に法律上だけではなくて、その根幹をなすところの国民の救済、あるいは二度とこういうことを起こしてはならないという精神面において、環境庁がその先頭に立つて闘い続けてきたという実態があるかどうか、そのことをまず長官にお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(上田稔君) 中村先生の御指摘でございますが、確かに三十一年のころでございますが、私も新聞で水俣の猫の話を実は読みました。私も実は水俣の近くに兵隊でいたものでございませうから、非常に関心を持っておつたのでございませう。

す。したがって、そういう記事にも引かれて読んだのでございますが、そのときにはまさか無機水銀がそういうようなことを起こすとは実は考えてもいなかったものでございます。これはどうしたことなんでしょうか、ああ昔はなかったのにとおつたのでございませうけれども、それがだんだんとわかつてきて、こういう事態がわかつたわけでございませうが、これは大変だと実は思つたのでございませう。

したがって、それに対していろいろ対策を国もやつて、県も一生懸命になつて知事さんも先頭に立つておやりのをいたされた。国会議員さんも県議員さんもおやりのをいたされた。しかしながらやはりなかなか、初めてのものでございませうが、その対策がそれでは振り返つていいかどうかというところになるとそれはわかりませんが、最善を尽くしておやりのをいたされた。まあこれからははり救済を早く完成をしましてまわなくちやいけません。今度の法律を議員立法でお出しをいたしたい。ゆえんのもそこにあるのではなからうかと思つたのでございませう。したがって、その対策の一環として私も懸命になつてやらしていただきたいと思つて決意をいたしておるものでございませう。

なお、今後は無機水銀でございませうですが、それが有機水銀に変わつて体内に蓄積される、こういうことになつたのでございませうが、こういうようなことはもう本当に考えてもいかなかったものでございませう。これからこういうようなことがさらに起こるといけないうこと、環境庁としては他の問題に對してもひとつ大いに力を入れて、今まだわからない面もたくさんあるわけでございませうが、それに対して力を入れてやらしていただきたい、こういうふうな考えをもちたいと思つておやりのをいたさせていただきます。

○中村統一君 発議者でございます福島先生に感想をお伺いしたいと思います。地元とお伺いいたしました。

最初この奇病の発生が報告され、自來三十年近いわけですね、二十八年になります。その間ずっと水俣病の現状をごらんになり、そしてこれを何とかしなければいけないということで先生御自身先頭になつて頑張つてこられたと思ひますけれども、今回の臨時措置法を發議なさいましたそのきつかけといひますか、そのきつかけの中に、やはり三十年近く現地にあつて患者を見てこられたその思いといひものが込められて、こう思ふんです。だからしたがって認定業務は非常に確かつ速やかでなければならぬ、こう思ふんですけれども、その辺につきましても御感想をお伺いいたしたいと思います。

○衆議院議員(福島謙二君) 私も、直接郷里に帰りましてこの水俣の問題を目的にいたしましたのはまだ十年間でございますが、それはともかくとして、本当にこの事件の発生以来長い年月が経過をいたしました。本委員会でも再々御指摘のようにたくさんの方々がまだ申請段階で取り残されておるといふことは本当に残念な限りでございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたような意味で大変一筋縄ではない複雑ないろいろな背景があるといふことも事実でございますが、しかし、何としてもこの不幸な事態といふものをできる限り早い機会に、短い期間で解消するといふことは、当然のことながら、県として今後一層努力をしていかなければならない。そういう意味合いで、この臨時措置法に基づく認定審査会といふものが大きく寄与できるようにひとつ申請者の皆様方にも大きな気持ちで門戸をたたくて御利用をいただきたい、このような思ひでございます。

○中村統一君 本当に私は、人間、のど元過ぎれば熱さを忘れるといふことを言ひますが、でもやつぱり公害の原点であるこの水俣病については、かりそめにも風化といふような言葉が安易に用ひられては絶対にいけないと思ひます。そういう点から見ますと、犯罪者を裁判なんか

やる場合に、疑わしきは罰せずという言葉がございませうけれども、こういういた公害病の認定等の場合は、一点たりとも疑わしい点があるならばこれはもう積極的に、それを切り捨てたり、大丈夫だろうといふんじやなくて、もうほんの少しでも疑わしい点があればこれを十分に担保していく、均てんしていく、救済していく、こういう姿勢が最も環境庁に望まれる根本的な点だと思ふんです。

それで、今回の臨時措置法について、二お尋ねをいたしますけれども、これまで同僚議員がもう何回もお尋ねをございまして、重複はいたしませんけれどもお尋ねをいたしますが、およそ二千七百名が認定されまして補償が既にされておりましたが、一方で、申請をしながら何ら処分を受けていない人が五千数百人もある、こういうことなんでしょうね。これはやつぱり未処分者がこれだけいると大問題です。今私が申し述べたような観点からしてもこれは大変な問題である、こう思ふんです。この未処分者の中には、一度棄却処分を受けながら再申請をした人がいらつしやる、こういうふうな聞いております。この点を含めて、未処分者の内訳、その現状について環境庁がどのように把握をしていらつしやるのか、お答えを願ひます。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。昭和五十九年二月現在の集計でございますが、申請者延べ数が一万四千二百八十八名ございまして、そのうち認定されました方が二千六百五十九名、棄却が五千九百二十五名となつております。残りの五千七百四十四名がまだ認定にかかわる処分を受けていないこととなるわけでございませう。この未処分の方々のうち約三割に当たります千六百十九名の方々は、一度審査会にお諮りいたしましたところでございますけれども、医学的判斷が困難であり、症状についてその推移を見る必要があるといふようなことから、再度検診を受けていただき慎重に審査をすることとした、いわゆる保留者の方でございます。また、三割強の

千九百五十一名の方につきましては、一度棄却された後再び申請された方でございます。なお、ここ数年におきましては、申請者のうちの約六割から七割の方が再申請者という形になっておりまして、申し上げましたように、このように、未処分の方といえども、全員が検診や審査が行われていないということではなくて、かなりの方々につきましては、少なくとも一回は審査をいたしているところでございます。いずれにしても、これらの未処分の方々につきましては、引き続き国、県一体となつて認定業務の促進に最大限努力するつもりでございます。

○中村鋭一君 努力するというのは結構なんですけれど、私が初めに、こういった公害行政の根本的精神について確認をいたしました。にもかかわらず、激然たる事実があるわけですね、五千数百人がまだ認定されていないという。だから私は部長にお尋ねしたいんです。

これまで本当に具体的に、いわばこういうことは二度とあつてはならない、環境庁の職員の方々が燃えるような情熱でこれに取り組んでこられたか、具体的にどういう対策を講じてこられたのか、現に今どういう対策を講じているのか、その考え方も含めて、まず部長、それから次に長官にちよつとお考えをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。先生のお話にもございましたし、私も同様にしまして、水俣病の発生あるいは水俣現地におきます患者さんの苦勞、申請者の方々の悩みといひますものを十分理解いたしておるつもりでございます。その意味で、患者さんの気持ちも十分理解いたしながら私も患者さんの救済業務を進めさせていただこうというぐあい思つておるところでございます。そのような観点におきまして、申請者の方々につきましては、国と県と協議をい

は、たしまして、古い話になるかもしれませんが、五十二年六月の關係閣僚會議の申し合わせに従ひまして、また五十三年のこの臨時措置法の審議におきます附帯決議等も踏まえながら、いろいろな面での検診、審査体制の整備を図つてまいつたところでございます。

具体的に申し上げますと、百五十人の検診あるいは百三十人の審査体制の強化とか医師の確保とか、国家公務員によります熊本県に対する医師の派遣の問題等、いろいろな面での検診体制、審査体制の整備を図つてまいつておるところでございます。非常に審査がゆるいような事情等がございまして、機能が必ずしも十分に機能していないところ、これは非常に残念に思つておるところでございます。

○中村鋭一君 今検診拒否をしておられる方は何人いらつしやるんですか。

○政府委員(長谷川慧重君) 検診拒否をしておられる方は、五十五年熊本市におきまして一部の団体の方々から検診拒否というものの反対運動を起こされまして、検診を受けていただきたいというところで呼びかけをやりましてなかなか受けていただけない実情にございまして、そのようなことで、検診拒否を呼びかけた方々、あるいはそれに同調するといひますか、そういうことと意見を同じくしてなかなか受けていただけない方々が非常に多くなつておるといふこと、ございまして、細は把握いたしてないところ、ございまして。

○中村鋭一君 私は、国民の一人として考えれば、さつきも言いましたように、一点疑わしき点があればこれを救済するというのが根本的な精神だと思ふんですよ、こういう公害救済の、とすれば、もうこれは地元の方が自主的に、私はぐあひ

が悪いんだとおつしやれば、もう検診なんかしなくたってあらゆる救済措置を講じてもいいぐらいに私は思ひますよ。しかしまあ現行制度の中では検診を必要としますね。検診を必要とするのには、やっぱり拒否する側にもよくよくの事情がある、こう私は思ひますけれど、部長どうですか、その原因はどの辺にあるんでしょうか。なぜ検診を受けることを拒否なさるんでしょうか。

○政府委員(長谷川慧重君) お答え申し上げます。申請者の方々が水俣病であるかどうかというところを判断するためには、申請者の方々にどうして検診を受けていただくことが必要であるということ、これは、先生のお言葉にもあつたわけでございますけれども、先生のお言葉にもあつたわけでございます。どうかかわりませぬ検診を受けていただけないということにつきましては、その理由については理解に苦しむといひますか、その理解をするに非常に困つておる状況にございまして、いろいろなお話、理由等がいろいろ言われておるわけ、ございまして、けれども、まあいろいろな考え等があるのかもしれない、私どもも、私も同様に思ひます。その正確な理由についての把握が十分でないということ、お答え申し上げます。何とか申請者の方々の理解と協力を得まして検診を受けていただき、速やかな処分を進めてまいりたいというぐあひに思つております。

○中村鋭一君 その理解に苦しむということは、なぜ拒否をなさるのか環境庁はわからない、理解に苦しむというのはそういうことですか。だから、なぜそうなさるのか原因も一切把握できない、こういうことなんですか。

○政府委員(長谷川慧重君) 不作為違法判決が確定されました後、県と一体となりまして検診、審査体制の整備をいろいろやつてまいりまして徐々に検診、審査体制の機能が動き出しましたやさきにおきまして、そういう一部団体におきます検診

拒否運動が始められたわけ、ございまして、その理由といたしましては、不作為の違法解消に誠意が見られないというようなことを言つておられるわけ、ございまして、五十一年以降、県、国一体となつていろいろな面での検診、認定の促進対策をやつておるわけ、ございまして、そういう面では申請者の方々の理由が私どもにはよく理解できないという意味で申し上げたものでございまして。

○中村鋭一君 最後に、ひとつ長官、そういうふうないろいろな部長おつしやいますけれど、五千人以上の方が未処分であるというところはこれは大変ぐあひが悪いと思ひますよ、さつきから討論をしておりますように、やはり公害病の原点でございまして、だからこれは何とかしなきゃいけないと思ひます。その促進のための臨時措置法の改正案でございまして、それから、これからどんどんスピードアップして、そういう点も含めて頑張つていただきたい、こう思ひますので、その点につきまして、長官の御決意と、それから、恐れ入りますが、発議者でございまして福島先生の今回の臨時措置法の一刻も早い採決をお願いになります。その根本的な感想を、なぜこの法律案を一刻も早く成立をさせてもらいたいのか、その点についてのお気持ちを伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(上田徳君) お答え申し上げます。先ほど、残り五千七百名の方々がまだ申請をしておられてそのままになっておるといふお話でございまして、その内訳を部長の方から説明を申し上げます。約三分の一が保留の方である。保留というのはどういふことかと申すと、臨床関係を見ていきましたと、そして臨床所見ではちよつとすぐにはわからないという方、これはもうちよつと様子を見させていただきたい、こういうことで保留をさしていただく、保留をされている間に症状が出てきたときにはまたそれを認定をさせていただきます、こういうことでやつておられますので、水俣病に今おかりになつておられる方々の臨床所見というのにはなかなかわかりにくい状態にあるよう

でございまして、専門のそういうお医者さんが判

定が非常ににくいという状態にある。したがって、それをそういう保留という形で延ばしてそして認定をしようということでおやりをいただいております。

また、非常に複雑な症状でありますから、もしそれが棄却されても、後において、いや、やつぱり私はどうもじんじんちくちくがあるというようにお考えになられたら、それはまた申請をお受けをしてまた診さしていただくというような制度をつくっておりますので、その点もひとつ私どもは誠意を持ってそういう方々の認定をやらしていただきたいと、こういうことでございますので、どうぞその点も御理解をいただきたいと存じます。

○衆議院議員(福島第二選) 不作為違法の判決あるいはいゆる待たせ質訴訟の判決、この判決そのものについてはそれぞれ私なりにいろんな感想、考え方もございますが、しかし、それはともかくとして、一刻も早く不作為違法と言われるような状態というものを解消していくというこの努力を国、県がこれからも続けていかなければならないということは、これはもう改めて申すまでもないことかと思っております。そしてこの事態を解消していくに当たりましては、今回国に認定審査会を置くというような形において、まだその他いろいろ問題がございますが、国と県が協力一致してこの問題に対処していくという体制をきちっと確立していくということが一つ大変重要なことかと思っております。もう一つは、申請者の皆さんと申すか、患者の皆さんが果あるいは国に対して抱いておられるところの不信感というものを、これができる限り除去していくという努力がなお大変必要な段階だと思っております。

同時に、先ほど環境庁の方からは一応のお答えはございましたが、実は、熊本県当局が、先般県内の三百人の方々に検診を受ける希望があるかどうか、もしないとするれば一体それはどういう理由に基づくか、こういうことアンケートを実施をいたしました。ところがその三百人の中で積極的に検診を希望する数がわずかに六十人でございます。

ました。二十四人がいろんな理由で検診に応じたくない。中には三次訴訟が決着してからとか、あるいは県が待たせ質訴訟の控訴をやめたら受診するとか、こういうかなり何というか確信的な理由に基づく拒否運動をなさっている方々も二百十六人の方が全然御回答をいただかなかつた、こういう状態でもございます。

そういう意味で、私は、この検診拒否運動の問題につきましても、申請をしていらつしやる皆様方のもう少し積極的な御理解もいただくべき問題があるのではなからうか。問題が大変複雑な問題だけに、なかなか簡単にいく問題と思いませんが、今申し上げたようなことを一つ一つほぐしながら、少しでも早い時期にこの不作為違法と言われるような状態をできるだけ脱却するということが国としてもなさなければならぬ。そういう意味で、今回の臨時措置法に基づく認定審査会も国の申請者の皆さん方も積極的にこの門戸もひとつ利用していただく、こういうような体制に持つていただくことを期待をいたしておる次第でございます。

○中村鋭一君 終わります。  
○委員長(磯山篤君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
午後五時十八分散会

四月十七日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月五日)  
一、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆)

四月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。  
一、水俣病問題総合調査法案(衆)  
一、環境影響事前評価による開発事業の規制に

関する法律案(衆)

水俣病問題総合調査法案  
水俣病問題総合調査法

(目的)

第一条 この法律は、八代海等における水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物による水質汚濁(水底の底質が悪化するを含む。以下同じ。)の影響による健康被害、漁業被害等をめぐる諸問題(以下「水俣病問題」という。)の所在を明らかにし、水俣病問題に対する適切な措置を講ずることに資するため、住民の健康の状態、住民の社会生活の実態、水質汚濁の状態等について総合的かつ計画的に調査することを目的とする。

(総合調査計画)

第二条 政府は、前条の目的を達成するため、住民の健康の状態、住民の社会生活の実態、水質汚濁の状態、水産動植物の汚染の状態、漁獲物の流通の経路等についての総合的な調査(以下「総合調査」という。)に関する計画(以下「総合調査計画」という。)を定めなければならない。

2 総合調査計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 総合調査の対象とする事項
- 二 総合調査を実施する地域
- 三 総合調査の方法
- 四 総合調査を実施する期間その他政令で定める事項

3 総合調査計画に定められる前項各号に掲げる事項は、水俣病問題に対する適切な措置を講ずることに資することができるよう関係住民の意向が十分に反映されたものでなければならない。

- 4 総合調査計画の決定に当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、水俣病問題総合調査審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 総合調査計画の決定があつたときは、内閣総

理大臣は、遅滞なく、これを関係県知事に送付するとともに、公表しなければならない。

6 前三項の規定は、総合調査計画の変更について準用する。

(実施計画)

第三条 関係県知事は、政令で定めるところにより、総合調査計画に基づき実施すべき総合調査についての計画(以下「実施計画」という。)を定めるものとする。

2 関係県知事は、実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 関係県知事は、実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係市町村に送付するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

(実施計画の説明)

第四条 関係県知事は、実施計画に基づき総合調査を実施しようとするときは、あらかじめ、当該総合調査について、関係住民に説明しなければならない。

(立入検査等)

第五条 関係県知事は、総合調査のため、その職員に、工場、事業場その他政令で定める場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し質問をさせることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(内閣総理大臣に対する報告)  
第六条 関係県知事は、毎年、実施計画に基づく総合調査の実施の状況を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(国会に対する報告等)  
第七条 内閣総理大臣は、前条の報告を受けたと

きは、国会に対しその内容を報告するとともに、これを公表しなければならぬ。

(経費の負担)

第八条 国は、政令で定めるところにより、関係県知事が行う実施計画に基づく総合調査に要する経費の全部を負担するものとする。

(水俣病問題総合調査審議会)

第九条 総理府に、水俣病問題総合調査審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、水俣病問題についての総合調査に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、水俣病問題についての総合調査に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第十条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員四十人以内で組織する。

一 関係行政機関の職員 十二人以内

二 関係県知事 三人以内

三 関係市の市長 三人

四 関係町村の町村長 三人

五 水俣病問題に関係のある者 九人以内

六 水俣病問題に関し学識経験を有する者 十人以内

2 審議会の委員は、非常勤とする。

3 第一項第五号及び第六号に掲げる者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の審議会の委員は、再任されることができ、

5 審議会の庶務は、環境庁において処理する。

6 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十一条 第五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

2 この法律は、その施行の日から五年以内に廃止するものとする。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約四千万円の見込みである。

環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案

環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 環境保全委員会及び環境影響審査会(第三条―第五条)

第三章 開発事業の実施の規制(第六条)

第四章 環境影響事前評価に係る調査計画の承認(第七条―第十四条)

第五章 事業者が行う環境影響事前評価(第十五条・第十六条)

第六章 開発事業の認可

第一節 認可の申請(第十七条)

第二節 審査会の審査(第十八条―第三十条)

第三節 認可に関する処分(第三十一条―第三十三条)

第四節 条件についての住民投票(第三十四条―第三十六条)

第五節 認可後の事業計画の軽微な変更(第三十七条)

第七節 監督(第三十八条―第四十二条)

第八章 不服申立て等(第四十三条―第四十五条)

第九章 雑則(第四十六条―第五十二条)

第十章 罰則(第五十三条―第五十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、良好な環境の確保が現在及び将来の国民の生存のために必要かつ不可欠であることにかんがみ、開発事業の実施によりその過程において生じ、又は開発事業の実施によつて完成する施設若しくは土地の利用等により生ずる環境に対する影響を住民等の参加のもとに事前に評価する手続を整備し、その評価の結果に基づいて開発事業を規制し、もつて開発事業の実施等に伴う環境の汚染及び破壊を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「開発事業」とは、次の各号に掲げる事業(環境に悪影響を及ぼすおそれがないものとして中央環境保全委員会規則(以下「中央委員会規則」という。)で定めるものを除く。)をいう。

一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項に規定する公有水面の埋立て又は干拓第三号から第九号までに掲げる事業に係るものを除く。

二 工業用地の造成(製造業・物品の加工修理業を含む)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の用に供するため敷地の造成及びその敷地と併せて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の用に供するための敷地の造成をい、第五号に掲げる事業を除く。

三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業(同条第二項の規定により土地区画整理

事業に含まれるものとされる事業を含む)。

四 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律百三十四号)第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業(同条第二項の規定により新住宅市街地開発事業に含まれるものとされる事業を含む)。

五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第二条第六項に規定する工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律百四十五号)第二条第四項に規定する工業団地造成事業

六 都市開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する市街地再開発事業

七 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業

八 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号に規定する住宅街区整備事業

九 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業

十 飛行場又はその施設の設置又は変更

十一 鉄道、軌道若しくは索道又はこれらの施設の建設又は変更

十二 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路又は道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する自動車道の新設又は改築

十三 林道の開設又は改良

十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十二条第五項第二号に規定する産業廃棄物処理施設の設置又は変更

十五 下水道法(昭和三十三年法律第七十九



号) 第二条第二号に規定する下水道の設置又は改良  
十六 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第二条第七項に規定する電気工作物の設置又は変更  
十七 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第二条第七項に規定するガス工作物の設置又は変更  
十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号) 第三条第二項第二号に規定する製錬施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設又は同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設の設置又は変更  
十九 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号) 第二条第四項に規定する熱供給施設の設置又は変更  
二十 石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号) 第二条第三項に規定する特定設備の新設、増設又は改造  
二十一 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第二百五号) 第五条第二項第二号に規定する事業用施設の設置又は変更  
二十二 都市計画法(昭和四十三年法律第九号) 第四条第十一項に規定する特定工作物の建設又は変更  
二十三 河川法(昭和三十九年法律第六十七号) 第八条に規定する河川工事  
二十四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第七項に規定する港湾工事  
二十五 海岸法(昭和三十一年法律第一号) 第二条第一項に規定する海岸保全施設の施設又は改良  
二十六 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号) 第三条に規定する鉱物の試掘又は採掘(これに附属する選鉱又は製錬を含む)  
二十七 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号) 第三十三條に規定する岩石の採取

二十八 前各号に掲げるもののほか、環境に悪影響を及ぼすおそれがある事業で中央委員会規則で定めるもの  
2 この法律において「環境影響事前評価」とは、開発事業の実施前に、関係地域の自然的社会的諸条件の調査、当該開発事業の実施により生ずる環境に対する影響の予測、当該開発事業の実施によつて完成する施設若しくは土地(その土地に設けることが予定されている施設を含む。)の利用等により生ずる環境に対する影響の予測、その環境に対する悪影響の防止策の効果についての予測等に基づいて、事業計画(事業計画に代替案があるときは、これを含む。第三十七条第一項を除き、以下第六章までにおいて同じ。)を多角的に検討して、評価することを行う。

3 この法律において「良好な環境」とは、現在及び将来の国民が健全な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる環境をいう。  
4 前項の良好な環境は、次の各号に掲げる条件が満たされていることを必要とする。  
一 現在及び将来の国民が健康で文化的な生活を営むために必要でかつ十分な自然環境及び資源が確保されていること。  
二 すぐれた自然の景観が保全されていること。  
三 国民が健康で文化的な生活を営むために必要でかつ十分な公共的な施設が整備されていること。  
四 重要な歴史的文化的遺産が保存されていること。

第二章 環境保全委員会及び環境影響審査会  
会  
第三条 中央環境保全委員会及び地方環境保全委員会(以下「環境保全委員会」という。)は、環境の確保に資するため、別により、内閣総理大臣の所轄の下に、両議院の同意を得て任命される委員七人をもつて組織する中央環境保全委員会(以下「中央委員会」という。)を置く。

2 開発事業を規制することによつて良好な環境の確保に資するため、別に法律で定めるところにより、都道府県に、議会の同意を得て都道府県知事によつて任命される委員五人をもつて組織する地方環境保全委員会(以下「地方委員会」という。)を置く。

(中央環境影響審査会及び地方環境影響審査会)  
第四条 環境影響事前評価に関する審査を行わせるため、別に法律で定めるところにより、中央委員会に、環境影響事前評価に関する審査のために必要な諸科学等に関し学識経験のある者のうちから両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する審査員五十人をもつて組織する中央環境影響審査会(以下「中央審査会」という。)を置く。

2 環境影響事前評価に関する審査を行わせるため、別に法律で定めるところにより、地方委員会に、環境影響事前評価に関する審査のために必要な諸科学等に関し学識経験のある者のうちから議会の同意を得て都道府県知事が任命する審査員三十人をもつて組織する地方環境影響審査会(以下「地方審査会」という。)を置く。(管轄等)  
第五条 中央委員会は、次の各号に掲げる事案について管轄する。  
一 二以上の都道府県の区域にわたり環境に影響が生ずると認められる開発事業に係る事案  
二 第二条第一項第十号及び第十八号に掲げる開発事業、同項第一号から第九号までに掲げる開発事業のうち実施しようとする区域の面積が五十ヘクタールを超えるもの並びにその他の開発事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして中央委員会規則で定めるものに係る事案  
2 地方委員会は、前項各号に掲げる事案以外の事案について管轄する。  
3 地方委員会は、事案が当該地方委員会の管轄に属する場合においても、中央委員会規則で定めるところにより中央委員会が処理するのが相当と認めるものときは、当該地方審査会の意見に基づいて、当該事案を中央委員会に移送することができる。  
4 地方審査会は、地方委員会に対し、その管轄する事案について、前項の移送をすべき旨を具申することができる。  
5 前各項に定めるもののほか、事案の管轄及び移送に関し必要な事項は、中央委員会規則で定める。

第三章 開発事業の実施の規制  
第六条 開発事業を実施しようとする者(以下「事業者」という。)は、当該開発事業の実施について、中央委員会又は地方委員会(以下「委員会」と総称する。)の認可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う開発事業については、この限りではない。

2 委員会は、当該開発事業の実施又は当該開発事業の実施によつて完成する施設若しくは土地(その土地に設けることが予定されている施設を含む。)の利用等(以下「開発事業の実施等」という。)が良好な環境の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。  
3 第一項の認可は、事業者が次章で定めるところにより調査計画の承認を受けて、第五章で定めるところにより環境影響事前評価を行った後、事業者の申請に基づき、第六章第二節で定めるところにより中央審査会又は地方審査会(以下「審査会」と総称する。)の審査を経て、行うものとする。

第四章 環境影響事前評価に係る調査計画の承認  
第七条 事業者が環境影響事前評価に係る調査計画(以下「調査計画」という。)の承認を受けるには、中央委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を委員会に提出

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 開発事業の種類
  - 三 事業計画の概要
  - 四 調査計画の概要
  - 五 その他中央委員会規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、中央委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 調査計画書
  - 二 事業計画書
  - 三 実施区域(開発事業を実施しようとする区域をいう。以下同じ。)を表示する図面
  - 四 設計の概要を表示する図書
  - 五 その他中央委員会規則で定める書類
- 3 前項第一号の調査計画書には、中央委員会規則で定めるところにより、当該開発事業に係る事業計画について環境影響事前評価を行うのに必要な資料を得るための調査に関し、その調査事項並びにこれについての調査方法及び調査期間その他必要な事項を記載しなければならない。この場合において、当該調査事項につき、既に公表されている資料等の公知の資料又は既に当該事業者等が別の手続において第十四条第一項若しくは第六項の承認を受けた調査計画に基づいて「公知の資料等」という。)を当該環境影響事前評価のための資料として用いようとするときは、その旨を記載しなければならない。
- 4 第二項第二号の事業計画書には、当該開発事業の事業計画に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 実施区域
  - 二 実施期間
  - 三 実施方法
  - 四 設計の概要
  - 五 当該開発事業が施設の設置又は変更を目的とする場合にあつては、その施設の利用量そ

- 六 当該開発事業が土地の造成を目的とする場合にあつては、その土地に設けることが予定されている施設及び当該施設の利用量その他の利用の方法
  - 七 その他中央委員会規則で定める事項
- (申請書の写しの送付)
- 第八条 委員会は、前条第一項の規定による承認の申請を受理したときは、速やかに、同項の申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)の写しを審査会に送付しなければならない。
- (公告及び縦覧)
- 第九条 審査会は、前条の規定による申請書等の写しの送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該公告の日から第十三条第一項の意見の決定がなされるまでの間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 前項の規定による公告は、中央委員会規則で定めるところにより、当該開発事業の実施等によりその環境に対して影響が生ずると予測される地域をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)(以下「関係市町村」という。)の住民、環境の保全を目的とする団体その他開発事業の実施等に関し環境の保全について意見を有する者(以下「関係住民等」という。)に周知させることができるように行わなければならない。
- 3 審査会は、第一項の規定による公告をするとともに、関係市町村の長に同項の申請書等の写しを送付しなければならない。
- 4 関係市町村の長は、前項の申請書等の写しの送付を受けたときは、直ちに、その旨を公告するとともに、第十三条第一項の意見の決定がなされるまでの間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。
- (説明会)
- 第十条 審査会は、前条第一項の縦覧を開始した日から起算して二週間を経過した日以後において、当該調査計画について、説明会を開かなければならない。

- 2 説明会は、関係市町村において、市町村の人口、区域の面積、交通の事情等を参照して中央委員会規則で定める回数、開かなければならない。
- 3 審査会は、説明会を開こうとするときは、あらかじめ、事業の要旨、説明会の期日及び場所その他必要な事項を公告しなければならない。
- 4 事業者又はその代理人(次項及び第二十三条第一項において「事業者等」という。)は、説明会に出席し、当該開発事業に係る事業計画及び調査計画について説明をしなければならない。
- 5 関係住民等は、説明会において、事業者等に対し、質問をすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、説明会に關し必要な事項は、中央委員会規則で定める。
- (意見書の提出等)
- 第十一条 関係住民等は、前条第一項の説明会の終了後、審査会に対し、当該調査計画について、意見書を提出することができる。
- 2 審査会は、前項の意見書の提出について、相当の期限を定め、その旨を公告しなければならない。
- 3 審査会は、第一項の意見書を受領したときは、その旨を公告するとともに、次条第一項の公聴会の終了まで、当該意見書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 第九条第三項及び第四項の規定は、第一項の意見書を受領した場合について準用する。
- (公聴会)
- 第十二条 審査会は、前条第一項の意見書の提出があつた場合においては同条第三項の縦覧を開始した日から起算して二週間を経過した日以後に、同条第二項の期限までに同条第一項の意見書の提出がなかつた場合においては当該期限の経過後に、公聴会を開き、当該申請に係る調査計画(同項の意見書の提出があつた場合には、意見書に記載された意見を含む。)について、関係住民等の意見を聴かなければならない。

- 2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の公聴会について準用する。
- 3 第一項の公聴会には、中央審査会にあつては審査員三十人以上、地方審査会にあつては審査員二十人以上が出席しなければならない。
- 4 第一項の公聴会に出席して意見を述べようとする関係住民等は、あらかじめ、その旨及びその意見の内容を審査会に申し出なければならない。
- 5 前項の申出があつたときは、審査会は、当該申出をした者に対し、当該公聴会において意見を陳述する機会を与えなければならない。
- 6 前項の場合において、審査会は、陳述の時間等について不当な制約をしてはならない。ただし、審査会は、当該公聴会における当該陳述に先行する他の者の陳述と重複する部分の陳述を省略させることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、第一項の公聴会に關し必要な事項は、中央委員会規則で定める。
- (調査計画に関する意見の決定等)
- 第十三条 審査会は、前条第一項の公聴会がすべて終了したときは、当該調査計画に關し意見を決定し、これを委員会に通知するとともに、公告しなければならない。
- 2 前項の場合において、審査会は、当該申請に係る調査計画が当該開発事業に係る事業計画について環境影響事前評価を行うのに必要な資料を得るため十分でないとき、当該調査計画を変更すべき旨の意見を決定しなければならない。
- 3 審査会は、第一項の意見を決定する場合において、必要があると認めるときは、参考人又は鑑定人の出頭を求めて、意見を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。
- (調査計画の承認)
- 第十四条 委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、審査会が同条第二項の決定をしたときを除き、当該申請に係る調査計画を承認しな

ればならない。

2 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を事業者へ通知し、かつ、公告するとともに、当該承認された調査計画を記載した書面を公衆の縦覧に供しなければならない。この場合における公告については、第九条第二項の規定を準用する。

3 第九条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認をした場合について準用する。この場合において、同条第三項中「同項の申請書の写し」とあるのは「承認された調査計画を記載した書面」と、同条第四項中「前項の申請書の写し」とあるのは「承認された調査計画を記載した書面」と、「第十三条第一項の意見の決定」とあるのは「第三十条第一項の意見の決定」と読み替えるものとする。

4 委員会は、審査会が前条第二項の決定をしたときは、事業者に対し、その旨及び審査会の意見に基づいて定めた次項の規定による承認の申請をすることができる期間を通知しなければならない。

5 前項の場合においては、当該通知を受けた事業者は、当該通知に係る期間内に、当該調査計画を当該審査会の意見に従って変更し、委員会に対し、これについて承認を申請することができる。

6 前項の申請があつたときは、委員会は、当該申請に係る調査計画を承認しなければならない。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

### 第五章 事業者が行う環境影響事前評価

(調査の実施)  
第十五条 事業者は、委員会の承認を受けた調査計画に基づいて、調査を行わなければならない。

2 委員会にあらかじめ立会いの申出をし、その承認を得た関係住民等は、前項の規定により事業者が行う調査に立ち会うことができる。

3 前項の立会いに関し必要な事項は、中央委員

会規則で定める。

(環境影響事前評価)  
第十六条 事業者は、中央委員会規則で定めるところにより、当該事業計画について環境影響事前評価を行わなければならない。

### 第六章 開発事業の認可

第一節 認可の申請  
第十七条 事業者は、開発事業の実施について認可を受けようとするときは、中央委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 開発事業の種類
- 三 事業計画の概要
- 四 その他中央委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、中央委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 実施区域を表示する図面
- 三 設計の内容を表示する図書
- 四 環境影響事前評価書(前条の規定により行つた環境影響事前評価を記載した書面をいう。)

5 その他中央委員会規則で定める書類

3 前項第一号の事業計画書には、当該開発事業の事業計画に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 実施区域
- 二 実施期間
- 三 実施方法
- 四 設計の内容
- 五 当該開発事業が施設の設置又は変更を目的とする場合にあつては、その施設の利用量その他の利用の方法
- 六 当該開発事業が土地の造成を目的とする場合にあつては、その土地に設けることが予定されている施設及び当該施設の利用量その他

の利用の方法

七 その他中央委員会規則で定める事項

第二節 審査会の審査  
(認可申請書の写しの送付等)  
第十八条 委員会は、前条第一項の規定による認可の申請を受理したときは、速やかに、同項の申請書及びその添付書類(以下「認可申請書等」という。)の写しを審査会に送付しなければならない。

2 審査会は、前項の認可申請書の写しの送付を受けたときは、その旨を公告するとともに、当該公告の日から第三十条第一項の意見の決定がなされるまでの間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。この場合における公告については、第九条第二項の規定を準用する。

3 第九条第三項及び第四項の規定は、第一項の認可申請書の写しの送付があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第十三条第一項の意見の決定」とあるのは、「第三十一条第一項の認可又は不認可の処分」と読み替えるものとする。

(審査手続の開始)  
第十九条 審査会は、前条第一項の規定による認可申請書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、審査の手続を開始しなければならない。

(審査手続の公開)  
第二十条 審査の手続は、公開して行う。

(審査手続の期日)  
第二十一条 審査の手続は、期日において行う。

2 第十二条第三項の規定は、期日について準用する。

3 審査会は、期日を閉こうとするときは、その期日及び場所を定めなければならない。この場合において、最初の期日は、第十八条第二項の縦覧を開始した日から起算して二週間を経過した日以後の日でなければならない。

4 審査会は、前項の規定により期日及び場所を定めるときは、少なくとも当該期日の一週間前までに、その旨を公告するとともに、事業者(当

該認可申請に係る事業者をいう。第三十七条を除き、以下この章において同じ。)、次条の住民等代表者及び関係市町村の長に通知しなければならない。この場合における公告については、第九条第二項の規定を準用する。

5 関係市町村の長は、前項の通知を受けたときは、その旨を公告しなければならない。

(関係住民等による代表者の選定)  
第二十二条 関係住民等は、審査会の許可を受け、その意見を代表する者(以下「住民等代表者」という。)を選定することができる。

(審査手続)  
第二十三条 事業者等及び住民等代表者は、期日に出席して、意見を陳述し、質問をし、及び書類その他の物件を提出することができる。

2 審査会は、期日において、事業者若しくは住民等代表者の申立てにより、又は職権で、書類その他の物件の所持人に対しその物件の提出を求め、又は参考人若しくは鑑定人の出頭を求め、意見を陳述させ、若しくは鑑定をさせることができる。

3 審査会は、期日において、必要な場所に立ち入り、関係者に対して質問をし、又は書類その他の物件を検査することができる。

4 審査会は、必要があると認めるときは、期日外においても、当該開発事業の実施等に関し調査をすることができる。この場合において、審査会は、審査員又はその職員に、中央委員会規則で定めるところにより、必要な場所に立ち入らせ、関係者に対して質問をさせ、又は書類その他の物件を検査させることができる。

5 審査会は、前項の調査をした場合においては、その調査の結果を期日において報告しなければならない。

(公聴会)  
第二十四条 審査会は、審査の手続の途中において、公聴会を開き、当該申請に係る開発事業の実施等に関し関係住民等の意見を聴かなければならない。

2 第十二条第二項から第七項までの規定は、前項の公聴会について準用する。

(事業者による説明会の開催)

2 第十五条 事業者は、審査の手続が終了するまで、必要に応じて、関係住民等に対し、審査の手続とは別に、当該申請に係る開発事業の実施等に関して説明会を開くことができる。

(事業計画の変更の申出と審査手続の停止)

2 第十六条 事業者は、審査の手続が終了するまでの間は、委員会に対し、当該申請に係る事業計画の変更を申し出ることができる。

2 前項の申出は、中央委員会規則で定めるところにより、書面で、認可申請書等の修正をし、又は再提出をすることによって行う。

3 第十八条の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 審査会は、前項において準用する第十八条第一項の規定により事業計画の変更についての申出の写しの送付を受けたときは、審査の手続を停止するとともに、その旨を公告しなければならない。この場合における公告については、第九条第二項の規定を準用する。

(変更の申出についての審査)

2 第二十七条 審査会は、前条第三項において準用する第十八条第一項の規定による写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該申出についての審査の手続を開始しなければならない。

2 第二十条から第二十三条までの規定は、前項の審査の手続について準用する。

(審査手続の再開等)

2 第二十八条 審査会は、前条第一項の審査の手続において、当該申出に係る事業計画の変更について審査し、当該変更後の事業計画について環境影響事前評価を行うのに、事業者が既に変更前の事業計画に係る調査計画に基づいて行つた第十五条第一項の調査の結果及び当該調査計画に係る調査計画書に記載されている公知の資料等(次項において単に「変更前の事業計画に係る調査の結果等」という。)のみで足りると認め

るときは、第二十六条第四項の規定により停止した手続を再開する旨の決定をしなければならない。この場合においては、審査会は、その旨を公告するとともに、中央委員会規則で定めるところにより、必要な手続の更新(第二十四条の再度の適用を含む。)をしなければならない。

2 審査会は、前項の審査において、当該変更後の事業計画について環境影響事前評価を行うのに、変更前の事業計画に係る調査の結果等以外の新たな資料を必要とし、かつ、当該新たな資料を得るために大規模又は長期間の調査を必要としないと認めるときは、第二十三条第四項の調査をする旨を決定し、これを公告しなければならない。

3 前項の場合において、当該調査をした審査会は、当該調査を終了したときは、第二十六条第四項の規定により停止された審査の手続を再開する旨の決定をしなければならない。第一項後段の規定は、この場合について準用する。

4 第一項又は第二項の場合を除き、審査会は、審査の手続の中途における事業計画の変更を不相当とする旨の意見の決定をしなければならない。この場合においては、第二十六条第四項の規定により停止された審査の手続は、終了する。

5 前項の意見は、文書に作成し、その理由を付し、かつ、審査員がこれに署名押印しなければならない。

6 審査会は、第四項の意見の決定をしたときは、委員会に対し、その旨を通知し、かつ、前項の文書を送付するとともに、事業者及び住民等代表者に当該文書の写しを送付しなければならない。

7 審査会は、第四項の意見の決定をしたときは、その決定及び理由の要旨を公告するとともに、当該公告の日から第五項の文書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

8 委員会は、第六項の規定による文書の送付を受けたときは、当該変更の申出に係る認可の申

請を却下する決定をし、これを事業者に通知するとともに、公告しなければならない。

9 第九条第二項の規定は、第一項から第三項まで及び前二項の公告について準用する。

(審査手続の終了等)

2 第二十九条 審査会は、申請に係る事業計画につき環境影響事前評価を行うのに熟したときは、審査の手続を終了する旨を決定し、これを公告するとともに、事業者及び住民等代表者に通知しなければならない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、前項の公告をした後であつても、事業者若しくは関係住民等の申立てにより、又は職権で、審査の手続を再開することができる。

(審査会の意見の決定)

3 第三十条 審査会は、審査の手続を終了したときは、当該申請に係る環境影響事前評価書の記載、第二十三条第四項の調査の結果、審査の手続の過程において明らかになつた事実及び意見並びに公聴会における関係住民等の意見に基づき環境影響事前評価を行い、認可に関し意見を決定する。

2 第二十八条第五項から第七項まで及び第九項の規定は、前項の意見の決定があつた場合について準用する。

3 審査会は、前項において準用する第二十八条第七項の規定による公告をするときに、関係市町村の長に前項において準用する同条第五項の文書の写しを送付しなければならない。

4 関係市町村の長は、前項の文書の写しの送付を受けたときは、直ちに、その旨を公告するとともに、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

第三節 認可に関する処分

第三十一条 委員会は、前条第二項において準用する第二十八条第六項の規定による文書の送付を受けたときは、前条第二項において準用する第二十八条第七項の縦覧が開始された日から起

算して二月を経過する日までに第三十四条第一項の請求がなされなかつた場合にあつては当該二月を経過した日から起算して二週間を経過した日以後に、当該請求がなされた場合にあつては第三十五条の規定による通知を受けた日後に、当該申請に係る事業計画に係る開発事業の実施について、認可又は不認可の処分をするものとする。

2 委員会は、前項の処分をするには、前条第一項の審査会の意見に基づかなければならない。

(認可の条件)

3 第三十二条 委員会は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項の認可に条件を付することができる。

2 委員会は、前項の条件を付する場合において、第三十四条第四項の投票があつたときは、その結果について配慮しなければならない。

(認可の通知等)

3 第三十三条 委員会は、第三十一条第一項の認可に関する処分をしたときは、書面で、事業者に通知しなければならない。この場合において、不認可の処分をするときは、その理由を併せて通知しなければならない。

2 委員会は、第三十一条第一項の認可に関する処分をしたときは、その旨を公告し、かつ、前項の書面の写しを公衆の縦覧に供するとともに、関係市町村の長に同項の書面の写しを送付しなければならない。この場合における公告については、第九条第二項の規定を準用する。

3 第三十条第四項の規定は、第一項の書面の写しの送付を受けた場合について準用する。

第四節 条件についての住民投票

第三十四条 関係市町村の住民で地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者は、審査会が第三十条第一項の規定により認可の申請に係る開発事業の実施等が良好な環境の確保に支障を生ずるおそれがないと認める旨の意見を決定した場

合においては、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該市町村の選挙管理委員会に対し、その作成に係る認可の処分をする場合に付すべき第三十二条第一項の条件の案について、住民投票に付することを請求することができる。

2 前項の請求は、第三十条第二項において準用する第二十八条第七項の縦覧を開始した日から起算して二月を経過する日までにしなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を当該認可の申請に係る委員会に通知し、かつ、同項の条件の案の写しを送付するとともに、その旨及び条件の案を公告しなければならない。

4 第一項の請求があつたときは、当該市町村の選挙管理委員会は、同項の条件の案の賛否について、当該市町村の選挙人の投票に付きなければならない。

(投票の結果の公告等)  
第三十五条 選挙管理委員会は、前条第四項の規定による投票の結果が判明したときは、遅滞なく、これを同条第一項の代表者及び当該認可の申請に係る委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

(政令への委任)  
第三十六条 前二条に定めるもののほか、第三十条第四項第一項の請求及び同条第四項の規定による投票に関し必要な事項は、地方自治法第二編第五章及びこれに基づく政令の規定に準じて、政令で定める。

第五節 認可後の事業計画の軽微な変更  
第三十七条 第三十一条第一項の規定により認可を受けた事業者は、当該認可に係る事業計画について、中央委員会規則で定める軽微な変更をすることができる。

2 事業者は、前項に規定する軽微な変更をしようとするときは、その旨を当該認可に係る委員会に届け出なければならない。

### 第七章 監督

(開発事業の実施に関する調査)  
第三十八条 審査会は、実施中の開発事業に関する、当該開発事業の実施により生じた、又は当該開発事業の実施等により生ずると予測される環境に対する影響を調査することができる。

2 委員会は、良好な環境の確保に支障を生ずるおそれがある場合において、これを防止するために緊急の必要があると認めるときは、次条第二項の規定により開発事業の実施の停止を命ずる場合を除き、前項の調査を実施する審査会の求めに応じ、期間を限つて、当該開発事業の実施の停止を命ずることができる。この場合における期間は、同項の調査に必要な最小限度のものでなければならない。

(監督処分)  
第三十九条 委員会は、偽りその他不正な手段により第三十一条第一項の認可を受けた者、同項の認可に係る事業計画に従わないで当該開発事業を実施する者又は第三十二条第一項の条件に違反した者に対し、当該認可を取り消すことができる。

2 委員会は、第六条第一項の規定に違反して認可を受けず、又は第三十二条第一項の条件に違反して開発事業を実施する者又は実施した者に対し、当該開発事業の実施の停止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復その他の必要な措置を採ることを命ずることができる。

(開発事業の実施の停止等)  
第四十条 委員会は、前条に規定する場合を除き、良好な環境の確保につき、開発事業の実施により支障が生じていると認めるとき、又は当該開発事業の実施等により支障が生ずるおそれがあるとき、審査会の意見に基づき、当該開発事業を実施する者に対し、当該開発事業の実施の停止若しくは当該事業計画の変更を命じ、若しくはその認可を取り消し、又は相当の期間を定めて原状回復その他の必要な措置を採ることを命ずることができる。

### (公開による聴聞)

第四十一条 委員会は、前二条の規定による処分(停止を命ずる処分を除く。)をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。ただし、当該処分に係る者が、正当な理由がなく聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで、処分をすることができる。

(関係住民等の申立て)  
第四十二条 関係住民等は、良好な環境の確保につき、開発事業の実施により支障が生じていると認めるとき、又は当該開発事業の実施等により支障が生ずるおそれがあるときは、委員会に対し、第三十九条又は第四十条の処分をすべきことを申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てがあつたときは、相当の期間内に、当該申立てをした者に対し、当該申立てに関し採つた措置を通知しなければならない。

第八章 不服申立て等  
(不服申立ての制限)  
第四十三条 委員会又は審査会が調査計画の承認に係る手続に関してした処分(第十四条第一項及び第六項の処分を除く。)については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 委員会又は審査会が開発事業の認可に係る手続に関してした処分(第二十八条第八項、第三十条第一項及び第三十一条第一項の処分を除く。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(訴えの提起)  
第四十四条 委員会がした調査計画の承認に係る第十四条第一項又は第六項の処分不服がある事業者又は関係住民等は、委員会を被告として、訴えを提起することができる。この場合において、委員会又は審査会が当該調査計画の承認に係る手続に関してした処分の違法その他当該手続に関する違法を当該訴えの理由とする

ことができる。

2 審査会がした第三十条第一項の意見の決定に不服がある事業者又は関係住民等は、審査会を被告として、訴えを提起することができる。この場合においては、審査会が当該審査の手続に関してした処分の違法その他の当該手続に関する違法を当該訴えの理由とする。この場合においては、訴えを提起することができる。この場合においては、訴えを提起することができる。この場合においては、訴えを提起することができる。

3 委員会がした第三十一条第一項の処分不服がある事業者又は関係住民等は、委員会を被告として、訴えを提起することができる。この場合においては、訴えを提起することができる。この場合においては、訴えを提起することができる。この場合においては、訴えを提起することができる。

第四十五条 前条に規定する場合及び第二十八条第八項に規定する処分に対して訴えを提起する場合を除き、委員会又は審査会が第四章の調査計画の承認に係る手続に関してした処分又は第六章の認可に係る手続に関してした処分については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)による訴えを提起することができる。

第九章 雑則  
(経過措置)  
第四十六条 第二条第一項の規定による中央委員会規則の制定又は改正に伴い一つの事業が開発事業となつた際、現にその開発事業(第六条第一項ただし書に該当するものを除く。)を実施している者は、遅滞なく当該開発事業の実施を停止し、当該開発事業のその後の実施について、委員会の認可を受けなければならない。

2 第六条第二項及び第三項並びに第四章から前章までの規定は、前項の場合について準用する。この場合においては、開発事業の実施の停止の段階等に応じ、合理的に必要と判断される範囲内において、中央委員会規則で特別の手続を定めることができる。

(費用の負担)  
第四十七条 第四章の調査計画の承認に係る手続及び第六章の認可に係る手続(前条第二項の規

